
あしかがし障がい児者福祉プラン (第7期計画)

<足利市障害者計画(第7期)・足利市障害福祉計画(第7期)・足利市障害児福祉計画(第3期)>

令和6(2024)年3月
足利市

はじめに

本市は、「完全参加と平等」を基本理念に、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、2006年に「あしかがし障害者福祉プラン」を策定しました。その後、3年毎に計画を見直しながら、さまざまな障がい福祉施策を推進してまいりました。



近年、障がい者の高齢化等が進む状況において、障がいのある方やそのご家族が必要とする支援の形は複雑多様化しております。障がいのある方やそのご家族が希望する生活を送るためには、きめ細やかで一人ひとりに寄り添った支援の在り方が求められています。

このような状況を踏まえ、第7期計画では、前期計画を引き継ぎつつ障がい福祉施策を切れ目なく推進するための見直しを図り、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、各種施策に取り組みます。

障がいのある人もない人も、お互いを理解し、尊重し合い、生きがいを持って地域社会の一員として自立した生活を送れる「共生社会」の実現を目指し、福祉関係団体や関係機関等はもとより、地域の皆様と力を合わせながら、障がい福祉の向上を図っていきたいと考えております。

結びに、この計画の策定に当たって熱心な協議を重ね、貴重なご意見をいただきました足利市障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート等にご協力をいただいた関係団体の皆様など、策定にあたって様々なご協力をいただいた多くの市民の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月

足利市長 **早川尚秀**

目次

足利市障害者計画（第7期）

I 計画の概要

1 計画の背景	9
2 計画策定の趣旨	10
3 計画の位置づけ	11
4 計画の期間	12
5 計画の基本理念	12
6 計画の基本目標	12
7 計画の基本方針	13
8 計画の重点施策	13

II 足利市の障がい者の状況

1 身体障がい者の状況	14
2 知的障がい者の状況	17
3 精神障がい者の状況	19
4 難病患者	21

III 施策の体系

IV 施策計画

第1施策 共に生きる社会づくり	
第1章 差別のない社会づくりの推進	23
第2章 生活環境の整備	26
第3章 相談支援体制の充実	32
第4章 地域生活への移行促進	35
第2施策 地域生活への支援	
第5章 保健・医療の充実	36
第6章 療育・教育の充実	41
第7章 障害福祉サービスの充実	46
第8章 障がい児への支援	46

第3施策 社会参加の促進と就労支援	
第9章 社会参加の促進	47
第10章 ボランティア活動の促進	57
第11章 雇用・就労の促進	60
第12章 計画推進基盤の整備	63

足利市障害福祉計画（第7期）・足利市障害児福祉計画（第3期）

1 計画作成の趣旨	2 計画の根拠	3 計画期間	67
4 令和8（2026）年度を最終年度とする目標			68
5 各年度における障害児者に対する福祉サービス等の種類ごとの 必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策			72
6 地域生活支援事業の実施に関する事項			75
7 達成状況の点検、評価及び見直し等			77

資料

・足利市障害者計画等策定委員会設置要綱	81
・足利市障害者計画等策定委員会委員名簿	82
・障がい者関係団体ヒアリング結果	83
・障がい者関係団体からの提言	86
・足利市障害福祉計画に基づくサービス利用実績	88

<「障がい児」と「障がい者」の表記>

本計画において、「障がい児」は18歳未満の障がいのある児童、「障がい者」は18歳以上の者と定義しますが、特に「障がい児・者」と併記が必要な場合を除き、両者合わせて「障がい者」（但し、固有名詞で使用されている場合は、「障害者」と表記します。

足利市障害者計画（第7期）

I 計画の概要

1 計画の背景

平成 15（2003）年、国はこれまで行政がその必要性を判断して障害福祉サービスの利用を決定する「措置制度」から、利用者個人と事業者との利用契約に基づいて決定する「支援費制度」へと移行しました。

この支援費制度への移行により、サービス供給量が大幅に増加しましたが、さらに利用の増加が見込まれる中、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを図るため、平成 18（2006）年には「障害者自立支援法」が施行され、これまで支援費制度の対象となっていなかった精神障がい者を含め、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した新しい制度を開始しました。

その後、障害者自立支援法等は改正され、利用者負担の見直しや、障がい者の範囲の見直し（発達障がい者）が行われました。

また、平成 23（2011）年には、障害者基本法が改正され、目的規定や障がい者の定義の見直し等が行われました。

これに伴い、平成 23（2011）年に「障害者虐待防止法」、平成 24（2012）年「障害者優先調達推進法」、平成 25（2013）年「障害者差別解消法」等が次々と成立しています。

平成 25（2013）年には、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の範囲の拡大（難病等の追加）や障がいの特性を考慮した判定への改善（障害支援区分）等が行われました。

また、平成 28（2016）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害福祉サービス及び児童通所支援の新サービスの創設等が行われ、令和 4

（2022）年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」では、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設等が行われました。

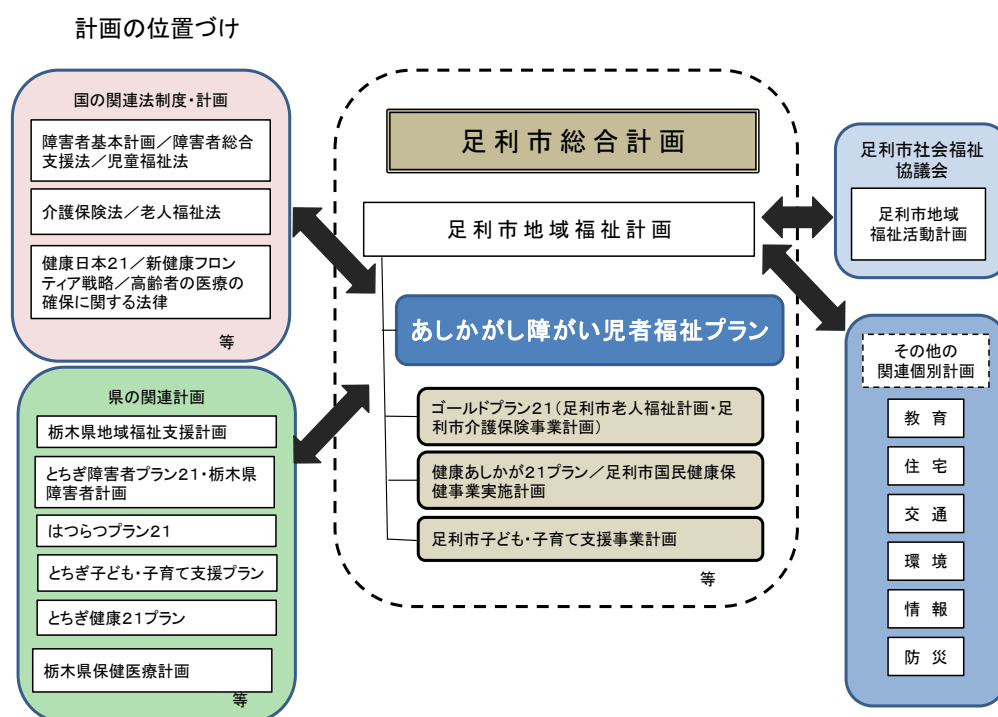
近年では、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行（令和元（2019）年）、「障害者差別解消法」の一部改正（令和3（2021）年）、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（令和4（2022）年）、「子ども家庭庁設置法」の施行（令和4（2022）年）などが行われ、障がい者の高齢化、重症化が進む状況において、障がい者やその家族が必要とする支援の形は複雑多様化しており、地域で生活する障がい者が必要な支援を受けながら自立して自身やその家族が望む生活を送っていくために、きめ細やかな支援の在り方が求められています。

2 計画策定の趣旨

前述のように、障がい者施策に関わる関連法令等が次々と成立・改正され、障がい者を取り巻く環境や施策が目まぐるしく変化する中、本市においても平成18（2006）年度に「あしかがし障害者福祉プラン」（第1期計画）を策定し、平成20（2008）年度には第2期計画、平成23（2011）年度に第3期計画、平成26（2014）年度に第4期計画、平成29（2017年度）に第5期計画、令和2（2020）年に第6期計画を策定し、本市の障がい者福祉に関する各種施策を総合的・計画的に進めて参りましたが、その計画期間が令和5（2023）年度で終了することから、これまでの計画を見直し、点検・評価する中で、令和6（2024）年度を初年度とする第7期障害者計画を策定するものです。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく、市町村障害者計画です。
- (2) 本計画のうち「障害福祉サービス」部分については、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「障害福祉計画」としての位置づけをするものです。
- (3) 本計画のうち「障がい児への支援」部分については、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づいた障害児通所支援及び障害児相談支援に関する計画である「障害児福祉計画」として位置づけをするものです。
- (4) 本計画は足利市総合計画を最上位計画とし、足利市地域福祉計画やほかの関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間

この計画の期間は、令和 6（2024）年度を初年度とし、令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。

なお、本計画に関しては令和 8（2026）年度に必要な見直しを行い、次期障害者計画を策定することとします。

また、本計画は本市の障がい者に関する保健福祉をはじめとする各種の障がい者施策を重点的・総合的に推進していくための足利市総合計画の一部門であり、令和 8（2026）年度末までの本市の行政運営の指針として策定するものです。

5 計画の基本理念

「あしかがし障がい児者福祉プラン（第 6 期計画）」において基本理念とした「完全参加と平等」を継承するとともに、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

6 計画の基本目標

「障がい者の自立と社会参加」を基本目標とします。

7 計画の基本方針

基本目標を実現するために、障がい者が、必要なサービスを自分の意思で選択し、働くことを含めその人らしく自立して暮らし、積極的に社会に参加できる環境づくりを進めます。

8 計画の重点施策

基本方針に沿って、次の重点施策に取り組みます。

(1) 共に生きる社会づくり

障がいのある人とない人とがお互いを理解、尊重し合いながら地域で共生するための社会のしくみづくりを進めて行きます。

- ・ 差別のない社会づくりの推進
- ・ 相談支援体制の充実

(2) 地域生活への支援

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス等を充実させるとともに、障がい児の早期療育や義務教育における特別支援教育を促進し、地域社会の一員として生活していくための支援体制を推進して行きます。

- ・ 障害福祉サービスの充実
- ・ 障がい児への支援

(3) 社会参加の促進と就労支援

障がい者が生きがいを持って自立した生活を営めるよう、雇用拡大やコミュニケーション機能の充実、移動支援を推進し、障がい者の社会参加を促進します。

- ・ 社会参加の促進
- ・ 雇用・就労の促進

Ⅱ 足利市の障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

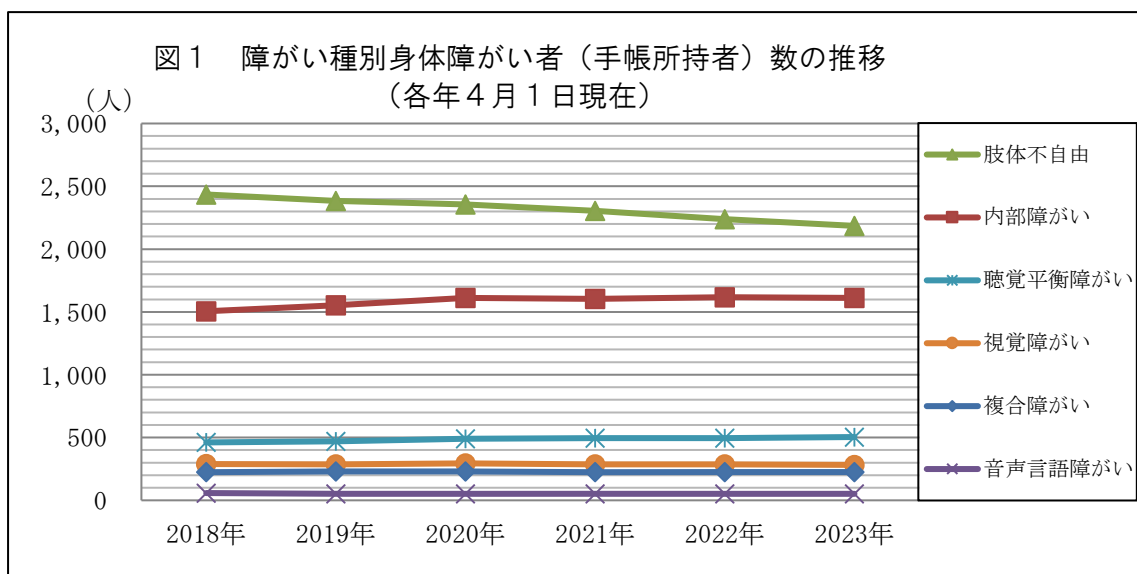
令和5（2023）年4月1日における足利市の身体障がい者数（手帳所持者数）は、4,862人で、障がい種別にみると、肢体不自由者が2,185人で、身体障がい者の44.9%を占めています。次いで、内部障がい者が1,612人（33.2%）、聴覚・平衡障がい者が504人（10.4%）、視覚障がい者が282人（5.8%）、複合障がい者が226人（4.6%）、音声・言語・そしゃく機能障がい者が53人（1.1%）となっています。

障がい種別に平成30（2018）年以降の傾向をみると、視覚障がい者、音声・言語障がい者、複合障がい者は、ほぼ横ばいですが、肢体不自由者は減少傾向にあり、内部障がい者、聴覚・平衡障がい者は僅かな増加傾向にあります。（図1）

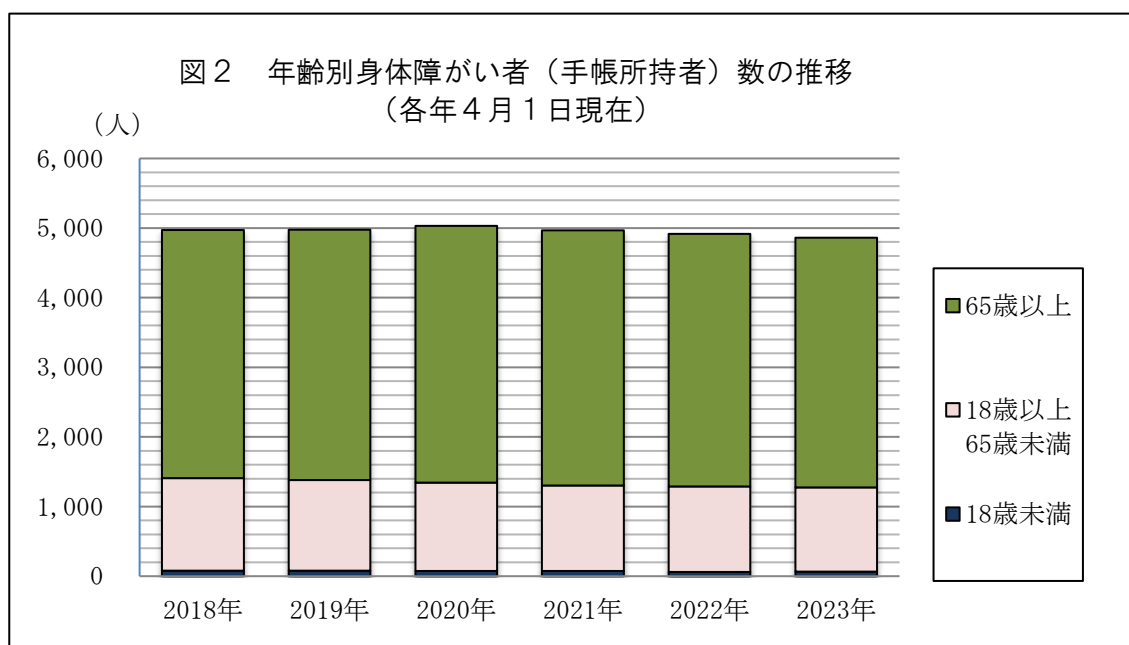
第1表

（人）

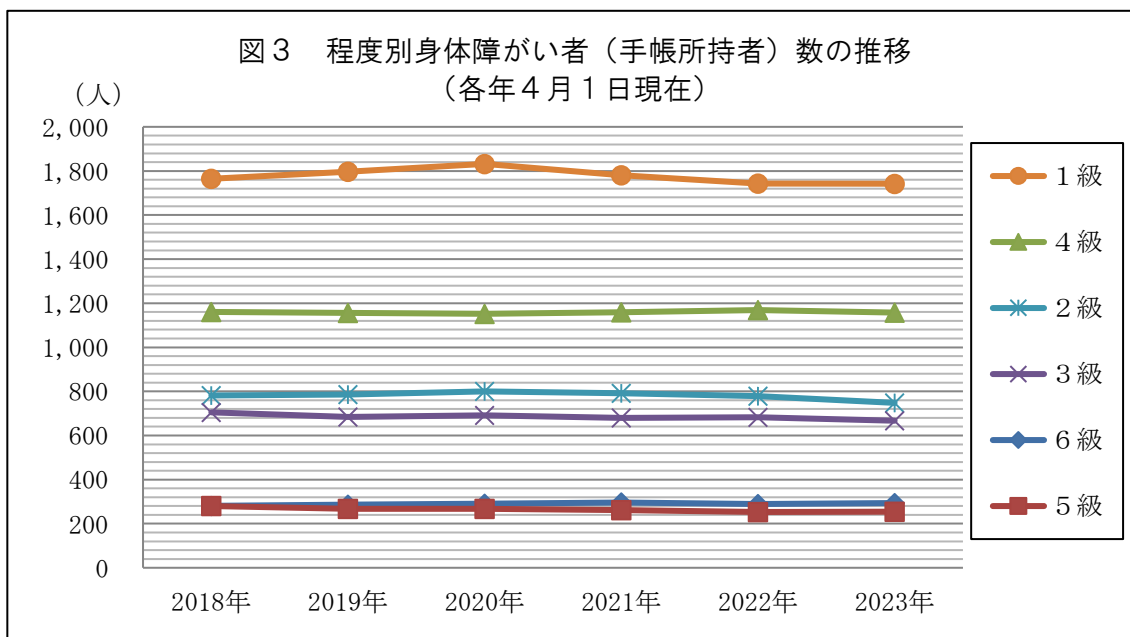
区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
視覚障がい	290	286	294	287	285	282
聴覚平衡障がい	461	469	491	496	496	504
音声言語障がい	58	52	53	52	53	53
肢体不自由	2,435	2,385	2,355	2,305	2,239	2,185
内部障がい	1,505	1,554	1,611	1,604	1,617	1,612
複合障がい	224	230	230	224	225	226
計	4,973	4,976	5,034	4,968	4,915	4,862



また、年齢別の身体障がい者数をみると、18歳未満及び18～64歳が減少しているのに対して、65歳以上はほぼ横ばいであり、令和5（2023）年には3,585人で全体の73.7%を占め、障がい者の高齢化が進んでいることがうかがわれます。（図2）



身体障がい者の程度別にみると、2、3、5級が減少傾向にあり、その他の等級は、ほぼ横ばいとなっています。（図3）



これらの特徴をまとめると、内部障がい者と聴覚・平衡障がい者、65歳以上の高齢障がい者が増加しているといえます。

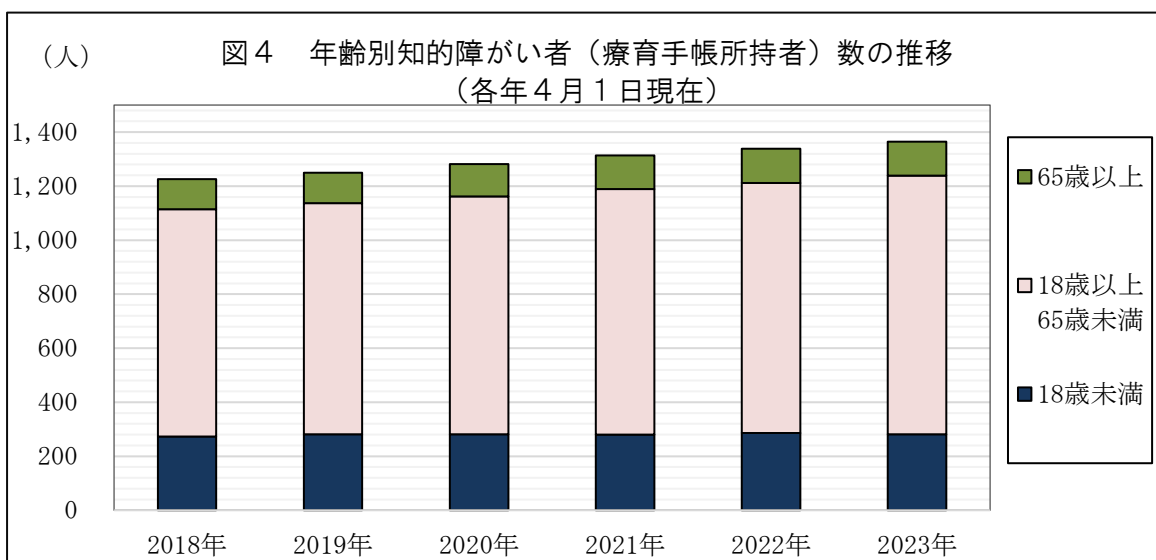
2 知的障がい者の状況

令和5（2023）年4月1日における知的障がい者数（手帳所持者数）は1,365人で、平成30（2018）年の1,226人に対して139人（11.3%）増加しています。（図4）

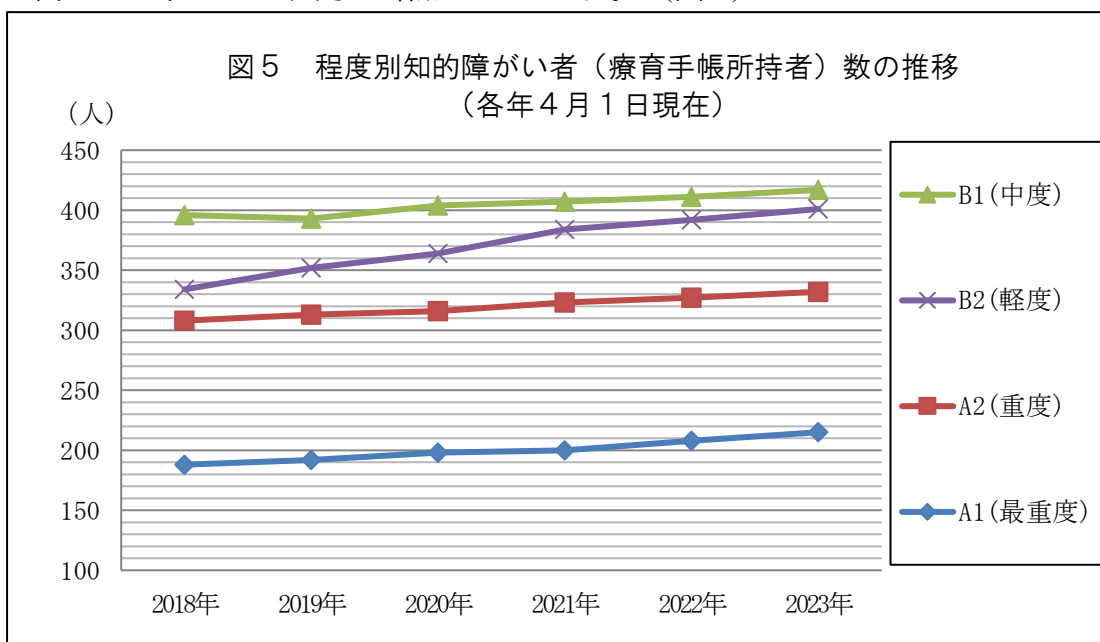
第2表 (人)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
18歳未満	273	281	281	280	286	281
18歳以上 65歳未満	842	856	881	909	926	958
65歳以上	111	113	120	125	126	126
計	1,226	1,250	1,282	1,314	1,338	1,365

年齢別に知的障がい者数をみると、18歳未満はほぼ横ばいであり、18歳以上が増加しています。18歳以上65歳未満の知的障がい者数が増加しているのは、主に18歳未満の者が加齢により18歳以上に移行したことによるものです。（図4）



知的障がい者の程度別に推移をみると、A1、A2、B1が緩やかな増加傾向にあり、B2が大きく増加しています。（図5）



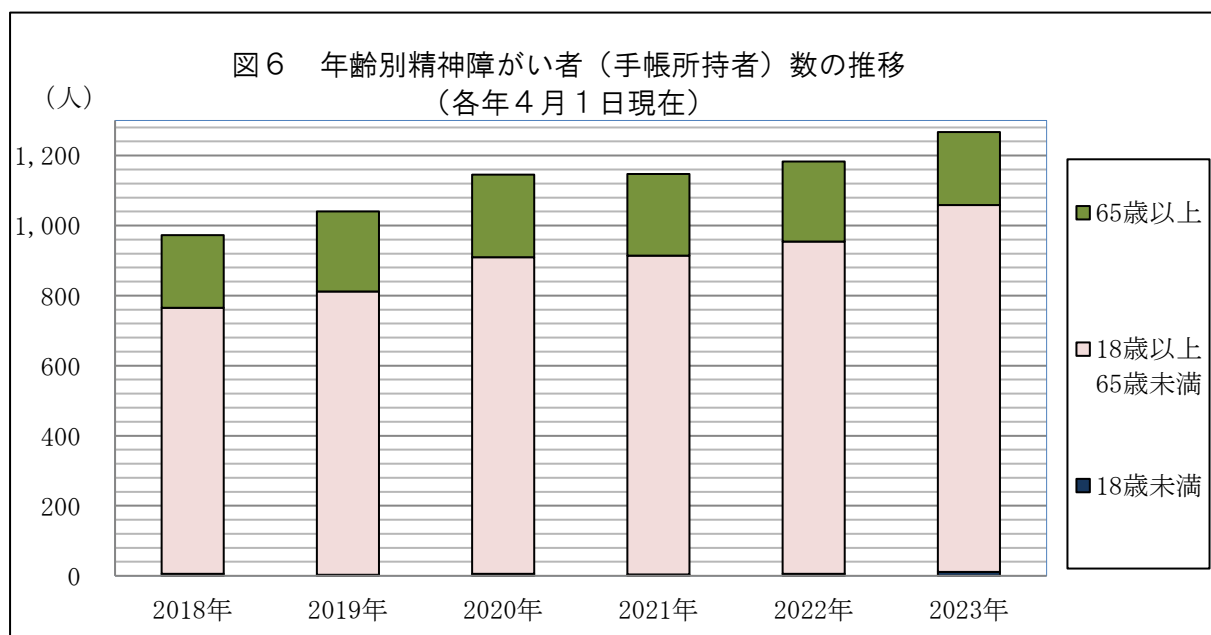
3 精神障がい者の状況

令和5（2023）年4月1日における精神障がい者数（手帳所持者数）は1,267人で、平成30（2018）年の973人に対して294人(30.2%)増えており、増加傾向にあります。（図6）

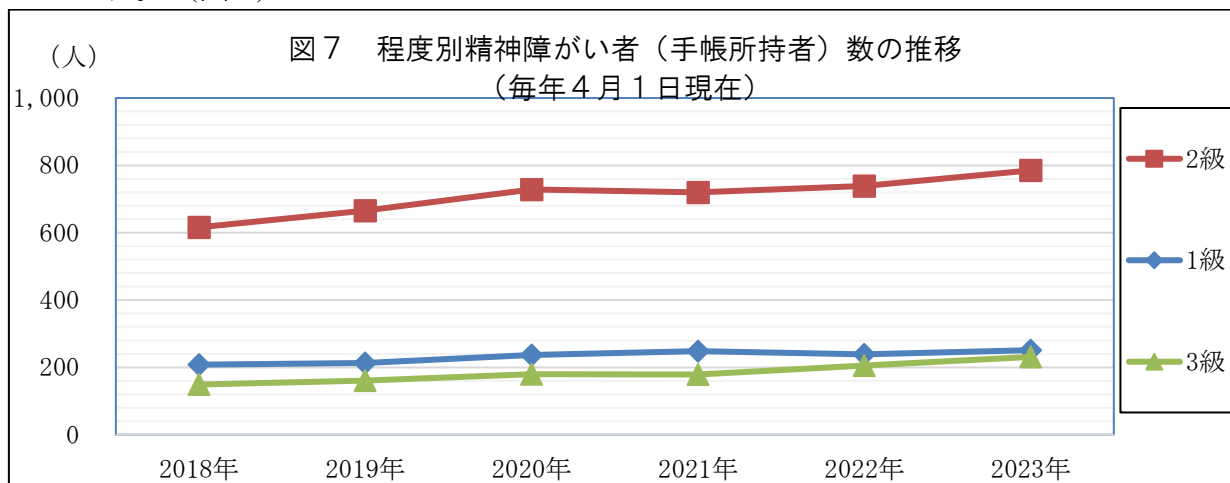
また、年齢別に精神障がい者数をみると、65歳以上についてはほぼ横ばいですが、その他の年齢層においては増加しています。（図6）

第3表 (人)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
18歳未満	6	3	6	4	6	11
18歳以上 65歳未満	759	809	904	910	948	1,048
65歳以上	208	228	235	233	229	208
計	973	1,040	1,145	1,147	1,183	1,267



精神障がい者の程度別に推移をみると、すべての程度において増加傾向にあります。（図7）



精神保健福祉法では、「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されています。また、精神障がい者に分類される発達障がい者と高次脳機能障がい者の状況は次のとおりです。

(1) 発達障がい者

発達障害者支援法では、発達障がい者の定義を自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとしています。

現在のところ実数の把握は困難な状況です。

(2) 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、交通事故などによる外傷性脳損傷や、脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどが生じるものです。現代医療の進歩により脳外傷等を受けて存命する人は増加しており、これらの高次脳機能障がい者への支援体制、支援方法の確立が求められています。

現在のところ実数の把握は困難な状況です。

4 難病患者

難病は発病の機序が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であり、しばらく障がい児・者の範囲には含まれていませんでした。

しかし、平成 25 (2013) 年 4 月から「障害者総合支援法」において障がい児・者の範囲に難病 (130 疾病) が含まれ、対象となる方は身体障がい者手帳の所持の有無に関わらず一定の条件を満たしていれば、必要と認められた障害福祉サービス等を受けることが可能となりました。その後平成 27 (2015) 年の 151 疾病への拡大を皮切りに年々対象疾病が拡大され、令和 3 (2021) 年 11 月には 366 疾病にまで拡大されています。

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づいて指定された疾病に罹患し、認定基準を満たしている場合には医療費の一部を助成する制度があります (指定難病特定医療)。受給対象となる疾病も年々拡大され、平成 27 (2015) 年 1 月の実施当初 110 疾病だった対象が令和 3 (2021) 年 11 月には 338 疾病まで拡大され、受給資格者数は増加傾向にあります。

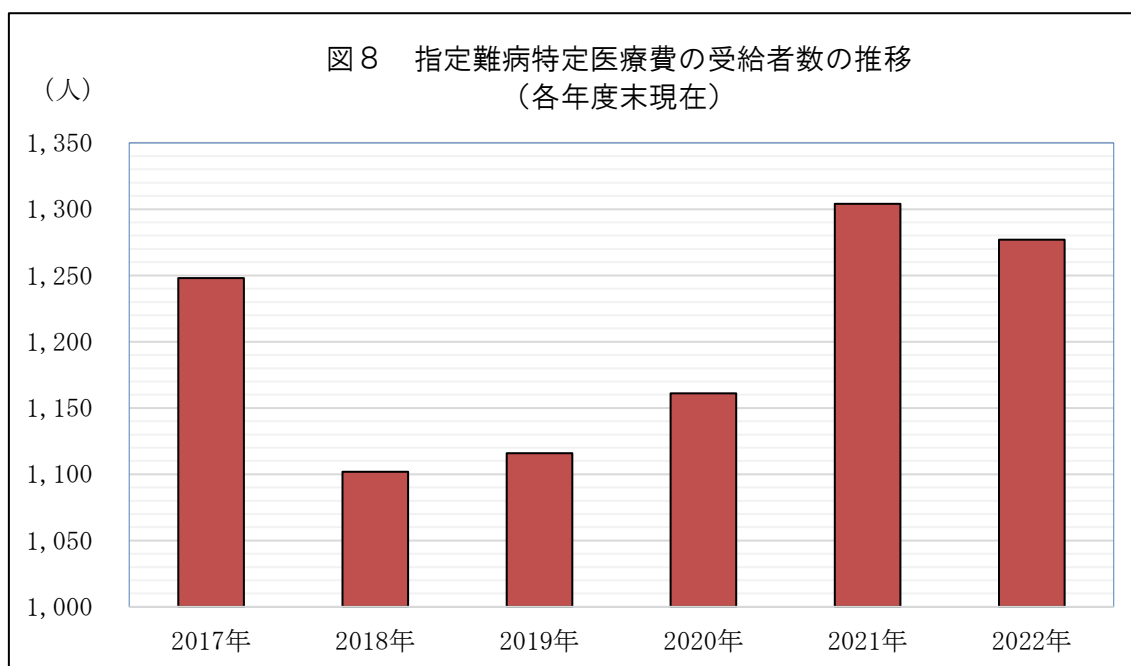
(図 8)

第 4 表

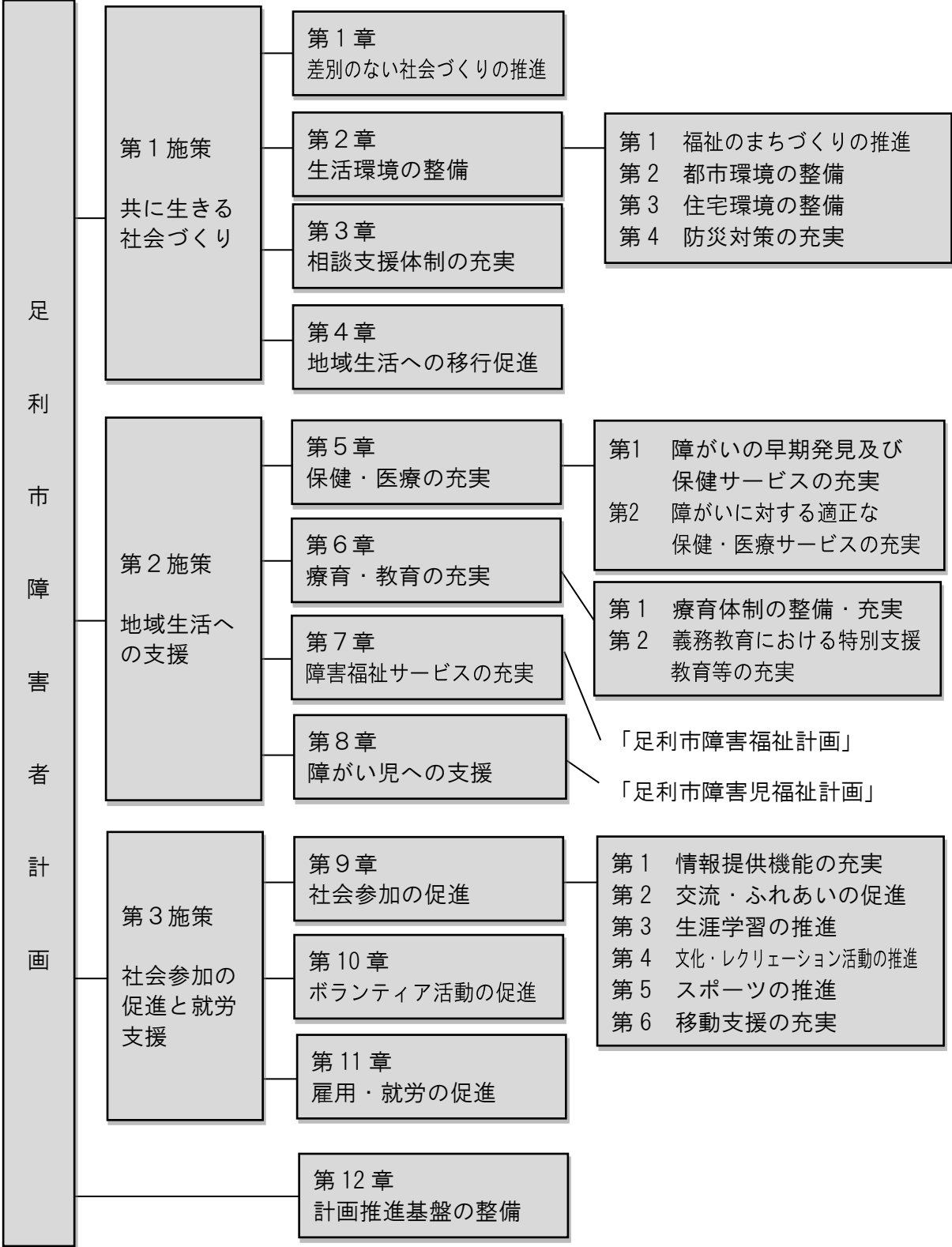
(人)

区分	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
受給者数	1,248	1,102	1,116	1,161	1,304	1,277

※各年度末現在の数値



Ⅲ 施策の体系



IV 施策計画

第1施策 共に生きる社会づくり

第1章 差別のない社会づくりの推進

【現状と課題】

- ア 障がい者の社会への「完全参加と平等」を妨げる壁として、4つの障壁があります。交通機関、建築物等における物理的障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如による文化・情報面の障壁、障がい者を庇護されるべき存在ととらえる等の意識上の障壁です。意識上の障壁を除去するためには、幼児期から福祉教育に取り組む必要があります。
- イ 本市においては、「足利市民福祉大会」の開催をはじめ、福祉全般に関する市民の理解を深め、福祉の意識の高揚を目的とした各種の啓発事業を行っていますが、今後も、様々な媒体、機会を通じて効果的に行っていく必要があります。
- ウ 障がい者の自立的生活を実現するためには、地域社会の障がいに対する理解の促進を深め、障がい者に対する配慮が必要となります。そのためには、市民一人ひとりが障がい者の人権を尊重し、偏見や差別を取り除くための啓発が必要です。
- エ 障がい者が地域で安心して生活が送れるよう、権利擁護のための方策が必要です。
- オ 重大な人権侵害である障がい者への虐待を防止するための方策が必要です。

【施 策】

ア 福祉教育の推進

幼児教育、学校教育における福祉教育はもとより、社会福祉協議会や公民館の学級講座などを通して、福祉の心を育て、福祉を実践する力を養うため、福祉教育を積極的に推進します。

また、障がいのある幼児・児童・生徒と幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小・中・高等学校の児童生徒及び地域社会の人々との相互理解と関心を深め、幼少時からの共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むため、学校内、学校間、地域社会との交流及び共同学習を推進します。

〈現在行われている事業〉

- ・社会人権教育事業
- ・福祉教育・体験学習への支援
- ・小学生・中学生・高校生のボランティアスクール
- ・総合的な学習の時間等における福祉施設への訪問・交流

イ さまざまな障がい特性に対する理解啓発

障がい等により支援を必要とする方が支援を求めやすくするために、市ではヘルプカード、県ではヘルプマークを導入しています。

ヘルプカードは障がい名や支援方法等を記載しておき、提示することで緊急時に的確な支援を受けられるようにするものです。また、ヘルプマークは支援や配慮が必要な方だという意味を示すものです。

障がいにもさまざまな種類、特性があることや、それに応じた支援方法の理解を進めるため、ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発を推進します。

ウ 障がいを理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法の施行により、障害者差別解消関係相談窓口を市役所内に設置し、また、さまざまな福祉関係者で構成された足利市地域自立支援協議会に権利擁護部会を設置して、差別解消に向けた取り組みを推進します。

あわせて、障がいや障がい者の人権問題等に対する市民の正しい理解と認識を深めるため足利市民福祉大会や障害者週間等に合わせた各種行事の開催や、広報紙、パンフレットの活用などにより、計画的、継続的な啓発活動を推進します。

市役所が障がい者にとって、より働きやすい環境となるよう「足利市障害者活躍推進計画」を策定するとともに、市職員を対象に障がい者差別解消法について理解を深めるための研修を行います。

また、障がい者団体、民間団体などが行う啓発活動の支援を推進します。

〈現在行われている事業〉

- ・ 障害者差別解消関係相談窓口の設置
- ・ 足利市地域自立支援協議会権利擁護部会の設置
- ・ 広報紙、パンフレットによる啓発、広報事業の実施
- ・ 足利市民福祉大会の開催
- ・ 地域住民と障がい児者とのスポーツ交流会、ふれあいサロンの開催
- ・ 障がい及び障がい者に関する理解促進・啓発を目的とした職員研修の実施
- ・ 障害者週間における啓発事業「ハートショップ」「おひさまマルシェ」の実施

エ 障がい者の権利擁護

障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう権利擁護のために必要な援助を行うとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度の円滑な利用と、消費生活センターの活用を促進を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ 日常生活自立支援事業（あすてらすあしかが）
- ・ 足利市成年後見サポートセンター

オ 障がい者の虐待防止

障がい者虐待の通報義務の普及啓発を行うとともに、障がい福祉課に虐待防止センターを設置し、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図ります。

第2章 生活環境の整備

第1 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障がい者の社会参加に向けて、重要な施策としては「障がい者が活動しやすいまちづくりの推進」が求められています。障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として平等に社会参加の機会をもち、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ普通の社会であるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者や高齢者をはじめ、誰もが暮らしやすい社会をつくる必要があります。

【施策】

障がい者の自由な社会参加を可能にするため、地域と行政が一体となって、住宅、道路、公共施設、交通機関等の障壁を取り除くよう、本市における「福祉のまちづくり」を推進します。

第2 都市環境の整備

【現状と課題】

- ア 公共施設に対する不満としては「障がい特性に応じた設計の配慮がない」、「利用しやすいトイレが少ない」などの声が多く、また、外出に際しての困難は「街なかの段差や階段が多い」や「障がい者が利用できるトイレが少ない」などの意見が多く寄せられています。
- イ 公共的施設については、障がい者の利用に配慮した改善・整備が積極的に行われていますが、障がい者が地域社会の構成員として積極的に社会生活に参加していくためには、今後も障がい者を取りまく生活環境の整備を進める必要があります。
- ウ 歩道の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックなど、関係機関との協力の上、設置を進めてきましたが、安心して道路を移動できるように今後も計画的に整備を推進する必要があります。
- エ 障がい者が、道路、歩道、広場、公園などを安心・安全に利用できるよう、障害物を放置しないことが求められます。

【施策】

ア 公共的建築物の改善整備の推進

関係機関との連携を密にし、市及び関係機関の公共施設等で不特定多数の人が利用するものについて、障がい者や高齢者が円滑に利用できるようスロープ、自動ドア、障がい者用トイレの設置、障がい者用駐車場の整備など、計画的な改修、整備を推進します。

また、民間建築物等についても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に沿って、障がい者や高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

イ 案内表示の整備

公共施設の場所等を示す表示について、障がい者や高齢者に分かりやすいサインの設置を推進します。

ウ 歩行空間の整備

身体障がい者などの円滑・安全な移動等を確保するため、市道に新たに歩道を設置する際は、歩道の一般的構造に関する基準を遵守して整備するとともに、既存道路施設の破損の補修等を着実に実施します。また、必要に応じた誘導ブロックの設置に努めます。

さらに、総合的な交通安全対策を推進し、障がい者、高齢者が安心して利用できる道路交通環境の確保に努めます。

エ 意識啓発の推進

道路、歩道、広場、公園などに自転車などの障害物を放置しないよう、障がい者の安全な移動の確保等について市民の意識啓発を推進します。

第3 住宅環境の整備

【現状と課題】

ア 障がい者や高齢者が地域社会で安心して生活するためには、住宅や生活環境の改善・整備が必要です。

イ 多くの障がい者が家族と自宅での生活を希望しています。また、障がい者が家庭内で自由に行動するためには障がい特性に合わせたきめ細かな配慮が必要ですが、住宅の設備、仕様などが障がい者が生活できるようなものになっていない場合が多いのが現状です。

【施 策】

ア 住宅改造支援

在宅の重度身体障がい者が自宅での生活を容易にするため、住宅改修費助成事業などの事業の推進を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・住宅改修費助成事業

イ 市営住宅の改善の推進

既存の市営住宅のバリアフリー化など身体機能の低下に配慮した改善を推進します。

〈現在行われている事業〉

- ・市営住宅住戸改善工事（住戸内段差解消、風呂・トイレ等への手摺設置）

第4 防災対策の充実

【現状と課題】

- ア 障がい者が、緊急時や災害時にも孤立することなく、地域で安心・安全に暮らせるための体制づくりが必要です。
- イ 足利市地域防災計画においては、要配慮者の安全を確保するため、障がい者等に対する支援体制の整備を進めるとともに、福祉施設の安全対策の充実を図っています。
- ウ 災害時に、障がい者等の配慮を要する方が、安心して避難生活を送れるよう、避難所の体制整備を図る必要があります。
- エ 災害等に対して、障がい者も自身の身を守る術に関心を持ち、必要な知識を十分得る必要があります。
- オ 外見から障がいがあることが分からない方に対しても、配慮や支援を行う必要があります。

【施策】

ア 安全な暮らしのための基盤整備

障がい者を災害や犯罪から守るため、地域の防犯、地域連絡網の再整備、防災ネットワークや緊急通報システムの構築、地域防災情報のメール配信、EメールやNet 119緊急通報システムによる119番通報など、要配慮者支援のための基盤づくりを行うとともに、地域住民やボランティア組織等を活用して障がい者の地域生活を支えます。

イ 要配慮者の安全確保と社会福祉施設等の安全対策の充実

災害発生時に要配慮者の安全が確保できるよう、平時から地域での見守り体制を整備します。また、社会福祉施設等における防災設備の充実、夜間及び休日の職員勤務体制の確立、防災訓練の実施、施設近隣住民の協力など、災害時の避難対策の確立に努めます。

〈現在行われている事業〉

- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別プラン作成シートの配付

ウ 指定避難所における要配慮者スペースの充実

各指定避難所（市内小中学校等）に福祉避難所を併設しています。指定避難所においては、障がいのある方等配慮が必要な方のために予め教室等を要配慮者スペースとして定め、ベッド等資機材の配備に努めます。

また、配慮が必要な方が安心して過ごせるよう、学校関係者等との連携により適切な対応に努めます。

エ 防災知識の普及・啓発の推進

災害時に障がい者が自身の身を守るために必要な知識を得られるよう、障がい者団体や社会福祉施設等による勉強会や防災訓練の実施を促進・支援するなど、防災知識の普及・啓発を推進します。

〈現在行われている事業〉

- ・ 防災講話（出前講座）
- ・ 防災訓練に対する支援・助言

オ 支援しやすい環境づくり

ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発に努め、障がい者が非常時に助けを求めやすい環境、周りの方が障がい者に支援をしやすい環境づくりに努めます。

第3章 相談支援体制の充実

【現状と課題】

ア 障がい者や介護者の相談体制としては、市役所の窓口のほか、障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所などがあります。近年は、より複雑で多様な相談が増加しており、一般的な相談支援事業に加えて、高度で専門的な相談支援が求められ、一層の相談体制の機能強化が必要です。

イ 障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスを適切に利用できる相談支援体制の構築が不可欠です。そのため、中立・公平な立場での相談支援体制の整備と、これらを効果的に実施するための地域のネットワークづくりが必要です。

ウ 医学的技術の進歩により、人工呼吸器や胃ろう、たん吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子ども等が在宅でも生活を送れるようになってきています。このような医療的ケアが必要な子ども等やその家族に対する相談・支援には医療、福祉、保健、子育て、教育等さまざまな関連機関との連携が必要です。

エ 地域の障がい者団体の協力のもと、市では身体障害者相談員を11名、知的障害者相談員を9名、委託配置しています。また、精神障がい者の家族会においては、自主的に家族相談員を養成し相談会等を実施しています。一番身近で当事者や家族の立場を理解できる相談支援の担い手として、その活用を図る必要があります。

オ 地域で生活する障がい者の重度化や家族の高齢化に伴い、自宅での生活や緊急時の対応等に不安を持つ人が増えています。障害福祉サービスに加え、障がい者や家族が安心して生活するための支援が必要です。

【施 策】

ア 相談支援機能強化事業の実施

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に専門的な能力を有する職員を配置することにより、相談支援事業の機能強化を図るとともに、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等にも対応できる相談支援体制の整備に努めています。

あわせて、平成 29（2017）年 4 月に障がい者基幹相談支援センターを設置したことにより、地域活動支援センターや指定特定相談支援事業所等との連携を図り、一体的な相談支援体制の構築を進めます。

また、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。

イ 地域自立支援協議会の充実

中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備及びその充実を図るとともに、相談支援事業をより効果的に実施するため、障がい者、障害福祉サービス事業者及び関係機関・団体等からなる「地域自立支援協議会」の機能を強化し、障がい者の生活を支えるための相談支援事業をはじめとするネットワークの構築を図ります。

ウ 医療的ケア児に対する相談・支援体制の構築

医療的ケアが必要な児者が在宅で安心して生活が送れるよう、医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するために医療、福祉、保健、子育て、教育等さまざまな分野で構成する医療的ケア児支援の協議の場を設置し、医療的ケア児コーディネーターを中心に医療的ケア児等を支援する体制を構築します。

エ 各種相談員の充実・支援

障がい者の地域における最も身近な相談相手である障害者相談員や家族相談員、民生委員・児童委員の活動を支援し、その資質の向上に努めるとともに、障がい者に対する相談員制度について周知を図ります。

オ 地域生活支援体制の整備

地域で生活する障がい者やその家族が安心して地域で生活を送れるようにするため、地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の機能を、さらに充実させていきます。

第4章 地域生活への移行促進

【現状と課題】

- ア 障害者支援施設や精神科病院に入所又は入院している障がい者のうち、退所又は退院をして生活の拠点を共同生活援助（グループホーム）や一般住宅へ移ることについて個々に検討することが必要です。しかしながら、障がい者の重度化、高齢化に伴って現在のグループホームでは対応が困難な状況も見受けられます。
- イ 在宅の障がい者や地域生活に移行する施設入所者等が地域で安心して社会生活を営むために、地域の保健、医療、福祉に係る関係機関の連携強化や住まいの確保、地域住民の理解促進等による受け入れ及び相談支援体制の整備を図る必要があります。

【施策】

ア 共同生活援助（グループホーム）の充実

障がい者の意思を尊重し、自ら決定、選択する場所での生活が可能となるよう、地域の中で社会生活が基本となる共同生活援助（グループホーム）の設置を促進します。また、重度の障がい者が地域生活を送れるようなグループホームの在り方について自立支援協議会等を活用し、関係機関と共に検討していきます。

イ 地域生活を支えるサービスの充実

在宅の障がい者や地域生活に移行する施設入所者等が地域で安心して社会生活を営み、積極的に社会参加できるよう、地域移行支援、地域定着支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域生活支援事業等の日中活動サービスの利用を促進します。

第2施策 地域生活への支援

第5章 保健・医療の充実

第1 障がいの早期発見及び保健サービスの充実

【現状と課題】

- ア 乳幼児健康診査等から発達の遅れが疑われ、相談が必要な母子に対して相談につなげる必要があります。
- イ 乳幼児健康診査等において障がいを早期発見し、早期療育につなげる必要があります。
- ウ 後天的障がいの発生の大きな原因となっている生活習慣病は、長い間の不適切な食生活、運動不足、ストレスの増大などに起因することが多く、「自分の健康は自分で守る」という認識のもとに、健康なときからの正しい知識に基づく自己管理を啓発するとともに、健康づくりの定着化をはかる必要があります。特に、若い世代を含む健康無関心層へ働きかけ、市民全体の健康度の向上に努める必要があります。
- エ 要支援や要介護状態になることを防止するために、ロコモティブシンドローム（※1）やフレイル（※2）に関して普及啓発を図り、若い人から高齢者まで積極的に予防に取り組む必要があります。
- ※1…運動器（骨、関節、筋肉、神経、脊髄など）の障がいのために移動機能の低下をきたした状態のことです。寝たきりにさせない、寝たきりは防止できるという意識を、高齢者はもとより、若い人にまで広める必要があります。
- ※2…加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が阻害され、心身に衰えが出現した状態ですが、適切な支援により生活機能の維持・向上が可能な状態のことです。

オ 生活習慣病の早期発見・早期治療についても、健康診査やがん検診の受診率の向上と受診後の健康管理体制の強化を図る必要があります。

【施 策】

ア 母子の相談事業の充実

乳幼児健診等から発達の遅れが疑われる母子に対して、各種相談事業（発達相談やつくしっ子広場、訪問等）の充実を図ります。

イ 障がいの早期発見体制の充実

母子の健康の保持増進、児の健全な成長を目的として、乳児期から幼児期までの各発達段階における継続的な健康診査、訪問による保健指導により、障がいの早期発見に努め、早期療育への連携に努めます。

さらに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園において発達障がい疑われる場合は関係機関と連携を図り、早期発見・早期療育につなげます。

〈現在行われている事業〉

- ・乳幼児健診事業
- ・各種相談事業（発達相談、つくしっ子広場）
- ・養育支援訪問事業（妊産婦、乳幼児）

ウ 健康づくりの推進

「健康寿命の延伸」を基本目標として策定した「健康あしかが21プラン」のもと、市民の主体的な健康づくりの定着化のため、「バランスのよい食事」、「減塩」などの食生活や、運動習慣定着に向けての取組をすすめて、健康づくりの環境整備を推進します。

〈現在行われている事業〉

- ・栄養講座、運動習慣定着等の健康づくりに関する健康講座開催
- ・各種相談事業
- ・地域ボランティアによる普及活動

エ 介護予防対策の推進

自らの健康状態を知り、自分に合った健康づくりが行えるよう、正しい知識や情報の普及・啓発を行います。また、若い人や高齢者、障がい者の運動・介護予防活動などの充実をはかります。

〈現在行われている事業〉

- ・ 各種健康相談事業
- ・ 各種健康教育事業
- ・ 病態栄養相談事業
- ・ 各種重症化予防事業
- ・ 各種介護予防事業
(高齢者元気アップトレーニング事業、介護予防出前講座等)

オ 健康診査体制の充実

疾病の早期発見、早期治療はもちろん、疾病予防に重点を置いた特定健康診査やがん検診等の充実を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ 健康診査
- ・ 特定健康診査・特定保健指導
- ・ 肝炎ウィルス検診
- ・ 歯周疾患検診
- ・ 各種がん検診 (大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん)
- ・ 骨粗鬆症検診
- ・ 国保・後期高齢者医療人間ドック・脳ドック
- ・ 国保30歳代健診

第2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

ア リハビリテーションについての正しい知識の普及や適切な保健・医療サービスにつなげていけるようにするため、リハビリテーション関係機関等の連携体制を推進することが必要です。

イ 本人の能力に応じた生活動作を身につけ、生活上の便宜を増やすために、リハビリ専門職等の関与を推進する体制が必要で

ウ 心身の障がいの状態を軽減し安心して日常生活を送るためには、適正な医療を受ける必要があります。継続して、適正な医療を受けるためには、経済的な負担を軽減する必要があります。

エ 難病患者の方は、治療が困難で長期に渡り療養が必要です。難病患者が、安定した療養生活を送るために、経済的な負担の軽減が必要です。

【施策】

ア 適切な医療・リハビリテーションの提供

適切な医療、リハビリテーションにつながるように支援するために、安足健康福祉センター、医療機関、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、介護保険事業所などの関係機関と連携を密にして、医療機関における急性期及び回復期リハビリテーションと地域における維持期リハビリテーションとのネットワークづくりの充実を図り、障がいの軽減と重症化防止を図ります。

イ リハビリテーションの充実

障がい者や高齢者の疾病の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しが立てられるように、リハビリ専門職等が関与し、本人の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討する場の充実を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ 地域ケア会議
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

ウ 医療費助成等による負担の軽減

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）及び重度心身障害者医療費助成制度を通じて負担の軽減を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）
- ・ 重度心身障害者医療費助成

エ 見舞金支給による療養生活の支援

原因不明や治療方法の確立していない指定難病に罹患した方に、見舞金を支給し、福祉の増進と療養生活の支援を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ 指定難病患者見舞金

第6章 療育・教育の充実

第1 療育体制の整備・充実

【現状と課題】

- ア 児童発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」を設置し、保育所等訪問を開始しました。放課後等デイサービスや児童発達支援等の事業所による療育支援体制は充実してきていますが、看護師等の専門スタッフの不足など、地域の需要に対応する必要があります。
- イ 医療・保健・福祉・教育の関係機関が、心身障がい児等の早期療育について情報交換や協議を行っています。
- ウ 集団生活の中で発達支援を行うすこやか（発達支援）保育・幼稚園特別支援教育については、地域の需要を配慮しながら実施していますが、今後も地域の障がい児の増減に柔軟に対応する必要があります。
- エ 療育手帳の再判定については、障がい等の理由で判定機関まで行けない方を対象に、各機関による出張判定を行っています。今後も、継続して対応する必要があります。

【施策】

ア 児童発達支援事業等の充実

専門性を有する中核機関である「児童発達支援センター」の療育機関への援助・助言機能の強化を図ります。また、放課後等デイサービスや児童発達支援事業所が、専門スタッフの充実を図るとともに、医療・保健・福祉・教育等の専門機関との連携により、様々な障がいや個々のニーズにきめ細かく対応できるよう情報提供に努めます。

イ 療育ネットワークの充実

医療、保健、福祉、教育の各機関との連携を有機的・継続的に推進します。

ウ すこやか（発達支援）保育・幼稚園特別支援教育の充実・推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもとその他の子どもが共に育ち合い、よりよく生きようとする意欲と力を培うよう統合保育を推進します。

そのため、障がい児（または同程度の疾病・症状を有する児童）を対象とした、すこやか保育の充実に努めます。

また、障がい児（または同等程度の疾病・症状を有する児童）を対象とした特別支援教育を行う幼稚園等を支援し、幼稚園特別支援教育を推進します。

さらに、児童発達支援事業や関係機関と連携し、巡回相談を実施するなど障がい児に対する保育・教育体制の充実を図るとともに、ニーズに応じて障がい児の受入れが可能となるような施設体制の整備に努めます。

エ 療育手帳の出張判定の活用

障害者総合相談所による「動く知更相」（巡回相談）や県南児童相談所による出張判定の積極的活用を図ります。

※知更相とは、「知的障害者更生相談所」の略称です。

第2 義務教育における特別支援教育等の充実

【現状と課題】

- ア 障がいや特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育については、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、医療及び福祉の分野とも密接に連携し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、指導に活かす必要があります。
- イ 障がいや特別な教育的ニーズのある児童生徒が、その持てる能力を最大限に伸ばし、障がいによる生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う必要があります。
- ウ 各学校においては、障がいや特別な教育的ニーズのある児童生徒等の教育の意義と理解を十分認識し、障がいや特別な教育的ニーズのある児童生徒等の教育に対する望ましい校内体制の充実、障がいの状態や発達段階及び、特性に応じた教育内容の充実、指導法の改善及び、適正な就学指導・進路指導等を積極的に推進する必要があります。
- エ 全ての児童生徒に豊かな福祉のこころと福祉を実践する力を育てるとともに、障がいのある児童生徒の社会性を養うためにも、交流及び共同学習を推進する必要があります。
- オ 障がいや特別な教育的ニーズのある児童生徒が、地域の小中学校で教育を受けるために施設・設備の改善、整備を推進する必要があります。
- カ 遊びを通して人間関係を学ぶことは、成長過程でとても大切です。放課後児童クラブが、障がいのある児童等を受け入れるために、研修の実施や支援員等を増員し受入体制を充実させていく必要があります。

【施 策】

ア 就学前から就労までの一貫した支援体制の構築

教育・医療・福祉・保健・就労の各分野の委員による特別支援連携協議会を開催し、就学前から就労までの発達障がい者等に一貫した支援体制を整えるために「すこやかサポートシート」の活用を図ります。医療及び福祉分野との連携・引継ぎを確実に行うことで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導に活かします。

イ 特別支援教育巡回相談の実施

障がいや特別な教育的ニーズのある児童生徒が、自らのよさや可能性などを活かし、持てる力を十分発揮できるよう、個別の障がいの状態や発達段階、心理的状况等に応じた指導や支援の方法について、巡回相談員（小中学校の教員、特別支援学校教員、小児科医師等）が複数名で学校を訪問し、指導助言をしています。

ウ 教育支援委員会の開催と校内支援体制の充実

教育委員会が教育支援委員会を開催し、就学前における幼稚園等や療育機関、市関係各課との情報交換、連携を図ったうえで、適正な就学指導、進路指導ができるように努めます。小中学校に就学後も、児童生徒一人ひとりの実態に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行います。

学校生活においては、個々のニーズに合わせた教育活動の充実を図るため、障がいの程度に応じて、子どもの介助や支援に当たるすこやか支援員を配置します。

エ 交流及び共同学習の推進

小中学校の特別支援学級の児童生徒が、クラブ活動や各教科等において通常の学級の児童生徒と触れあう交流や共同学習を行うことで、障がいのある子どもにとっても障がいのない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育みます。

また、特別支援学校と地域の小中学校において、学校行事での交流や作品交流などを行う学校間交流や、特別支援学校の児童生徒が、居住している地域の小中学校で共に学ぶ交流学習を実施しています。

オ 障がいのある子どものための施設の整備

視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・発達障がい等のある児童生徒や、特別な教育的ニーズのある子どもが、地域の小中学校で教育を受けるための施設・設備の改善、整備に努めます。

カ 放課後児童健全育成事業の充実

各放課後児童クラブと連携を図り、障がいのある児童等の受入れ体制の充実に努めます。

第7章 障害福祉サービスの充実

【施策概要】

在宅で自立した生活を支えるため、訪問サービスや日中活動サービス等を充実します。また、日常生活を容易にする日常生活用具や補装具等を支給します。

※ 「足利市障害福祉計画」参照

第8章 障がい児への支援

【施策概要】

障がい児の早期療育に向けた体制整備を充実します。

※ 「足利市障害児福祉計画」参照

第3施策 社会参加の促進と就労支援

第9章 社会参加の促進

第1 情報提供機能の充実

【現状と課題】

- ア 障がい者が地域の中で生活をしていくための福祉サービスを受けたり、自主的に文化活動等に参加したりするためには、必要な情報が、十分提供されることが不可欠です。
- イ 生活のしづらさなどに関する調査において、障がい者が生活上の情報を入手する手段としては、紙媒体が最も多く、あわせてパソコンやスマートフォンも普及していることがうかがえます。「あしかがみ」や「社協だより」等の広報紙での情報提供とともに、インターネットやSNSでの情報提供の充実を図る必要があります。
- ウ 障がい者の社会参加を促進するためには、コミュニケーションをとることが必要不可欠です。意思疎通が困難な方が積極的に社会参加できるように、意思疎通の円滑化につながるコミュニケーション環境の整備が必要です。
- エ 障がい者の方が読書活動を通して充実した文化的生活を送るためには、様々な形態での図書資料等を配備するなど、幅広い読書活動の機会を提供することが求められているため、読書環境の整備や読書情報の充実が必要です。

【施策】

ア 広報活動の推進

福祉の制度・サービス・各種手当の内容、イベントの紹介等の市政情報を、広報あしかがみや社協だより、ホームページ、SNS、各種パンフレットなどにより積極的に情報提供し、内容の周知を図ります。

また、一般的な情報媒体、広報手段では情報を利用することが困難な視覚障がい者や聴覚障がい者への対応として、情報の点字化や声の広報等の情報提供の充実を推進します。

市ホームページにおいては、リニューアルの際に見やすい文字や読み上げ機能を導入しており、継続してアクセシビリティ（※）の維持・向上に努め、誰もが快適に利用できるようにします。

※…高齢者や障がい者といったホームページなどの利用に何らかの制約のある方や利用に不慣れな方を含めて、誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

〈現在行われている事業〉

- ・社会福祉協議会（足利点訳サークル『あいの会』、足利・声のボランティア会）による点字広報及び声の広報（CD配布）の実施

イ 障がい者情報ネットワーク

広報活動を効果的、円滑に推進するために、各種団体との連携を強化し、団体が行う広報活動を推進、支援します。

生涯学習の場における広報活動について、公民館、隣保館等を積極的に活用します。

また、障がい者の自立と社会参加を図るため、インターネットを利用し、障がい者が必要とする情報を提供する体制を充実させます。

ウ 手話通訳者等の派遣

聴覚障がい者の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援事業として、市役所に手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の派遣事業の充実を図ります。また視覚障がい者に対しても朗読奉仕員を含めた支援者の養成事業を実施し、点訳・音訳、代筆・代読による支援を推進します。

〈現在行われている事業〉

- ・手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の派遣事業

※「手話通訳者」・「手話奉仕員」・「要約筆記者」は以下の者を示す。

「手話通訳者」…県で実施する養成事業を受講し、認定試験に合格し登録された者（手話通訳士を含む）

※手話通訳士…手話通訳技能検定に合格し登録を受けた者

「手話奉仕員」…市で実施する養成事業を受講し、修了試験に合格し登録された者

「要約筆記者」…県で実施する養成事業を受講し、認定試験に合格し登録された者

エ 視覚障がい者等の読書活動の推進

読書は、乳幼児期から高齢期までの一生涯にわたって、障がいの有無にかかわらず、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

市立図書館では、視覚障がい者等が読書等を通じて文字・活字文化に触れることで、豊かで文化的な生活が送れるような環境整備を推進します。

〈現在行われている事業〉

- ・点字図書や朗読CDなどの貸出や宅配の実施
- ・朗読会や本の読み聞かせなどの各種文化事業の実施

第2 交流・ふれあいの促進

【現状と課題】

- ア 都市化の進展、核家族化、少子化の進行、価値観の多様化などによって、地域の人々の中での助け合い、支え合いが弱まっています。
- イ 障がい者には社会活動に参加したい意向があり、参加の様態も障がいにより異なりますが、社会活動への参加の機会が十分とはいえません。障がい者の社会活動への参加を促進する機会を拡大することが必要です。
- ウ 地域の人々が施設の行事に参加したり、施設入所者が地域の行事に参加する機会も増えており、地域の人々と地域の福祉施設の関わりが徐々に深まってきていますが、今後も地域における福祉施設と周辺地域の人々がお互い交流し、実践活動を通して福祉の輪を広げることが必要です。
- エ 在住外国人が増加しており、多文化共生社会を実現するためには、様々な人たちとの交流を通して国際理解を深める取り組みが求められます。国際交流事業に障がい者が参加するため、様々な機会を捉え情報提供をしていくことが必要です。

【施策】

ア 地域での支え合いの推進

身近な地域で地域住民が協力して行う地域での支え合い活動を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、家族相談員、各種ボランティアの活動を通じて推進します。また、障がい者団体等の活動を支援し、障がい者が地域のコミュニティに積極的に参加できる環境づくりを整えます。

〈現在行われている事業〉

- ・ 地区社会福祉協議会による地域福祉活動
- ・ 福祉協力員による小地域福祉活動

イ 交流機会の拡充

足利市民福祉大会など各種イベントにおいて、ともに交流する機会を設け、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者が地域の行事等に参加しやすくするための方策を検討しながら、障がい者の社会参加を促進します。

〈現在行われている事業〉

- ・ 足利市民福祉大会の開催
- ・ 地域住民と障がい児者とのスポーツ交流会、ふれあいサロンの開催

ウ 施設理解の啓発

施設が実施する各種行事や地域活動支援センターでの地域交流事業等を通して、在宅の障がい者及び地域住民と施設入所者との交流の機会を設け、在宅障がい者の福祉の向上と入所者の孤立感の解消及び心身機能の低下防止を図ります。

エ 国際交流活動の推進

様々な人々との交流を通して、地域の世代を超えた連帯意識と、幅広い国際性を養うため、各種国際交流事業について積極的な情報提供に努め、障がい者の国際交流活動への参加を促進します。

第3 生涯学習の推進

【現状と課題】

障がい者が、変化する社会とのつながりをもちながら、自己の持つ多くの可能性を追求し、自らの生活の充実に向けて努力することは大切なことです。

また、あらゆる場において、生涯にわたる学習の機会や場を確保することができるよう、生涯学習に関する事業を多面的に推進していく必要があります。

【施策】

障がい者を対象とした事業の促進や一般学習活動への参加促進など、障がい者が自己の充実と生活の向上を図り、自己の持つ多くの可能性を追求して自己実現を図るため、「いつでも、どこでも」自発的に学習することができるよう、生涯学習を推進します。

また、障がい者の生涯学習への参加を促進するため、障がい者が参加しやすい体制・環境整備に努めるとともに、ボランティア活動による支援体制を整備します。

〈現在行われている事業〉

- ・障がい者を対象とした学級講座の開催

第4 文化・レクリエーション活動の推進

【現状と課題】

- ア 芸術を鑑賞したり、自分にあった趣味活動や創作活動を楽しむなど、生活の質を高め、誰もが「ゆとり」や「生きがい」をもって生き生きとした毎日を送るためには、文化活動への参加を促進し、支援していくことが必要です。
- イ 障がい者の文化活動への参加を促進するため、情報の周知に努め、ボランティアを育成することが必要です。
- ウ 障がい者や障がい者団体による文化活動も活発になっており、その成果を発表する場や施設入所者と地域の人々による文化交流も実施されています。

【施策】

ア 文化活動への参加促進

障がい者の社会参加活動、ボランティア団体やサークル活動に関して、情報提供に努めるとともに、環境整備を図るなど、障がい者の文化活動への参加を促進します。

イ 市民文化施設の利用促進

障がい者が文化施設を積極的に利用できるよう、施設の整備やスタッフ体制の充実に努めます。

ウ 障がい者文化活動への支援

文化サークルやレクリエーション活動等への場の提供など、障がい者による趣味・創作等の文化・芸術活動を促進します。

第5 スポーツの推進

【現状と課題】

- ア 障がい者の機能訓練、体力の維持・増進、自立意欲の助長及び社会参加の促進に、スポーツの果たす役割はとて大きいものがあります。
- イ 栃木県障害者スポーツ協会が行っている、栃木県障がい者スポーツ指導員（初級）養成講習会の開催を、本市のスポーツ推進委員に周知していません。
- ウ 現在、本市では、身体障がい者スポーツセンターにおいて、ニュースポーツをはじめとする各種スポーツの集いや、室内ゴルゲート大会などの身体障がい者スポーツ大会などの事業が行われています。

【施 策】

ア 障がい者スポーツの推進

各種の障がい者スポーツ大会やスポーツ教室、レクリエーション教室の開催の他、積極的な情報提供、周知に努めます。また栃木県障害者スポーツ大会をはじめ、各種障がい者スポーツ大会参加への支援を行うなど、障がい者のスポーツ活動への参加を促進します。

〈現在行われている事業〉

- ・身体障がい者スポーツセンター各種事業の開催
- ・障がい者スポーツ教室及び障がい者スポーツ大会の開催
- ・安足地区身体障がい者スポーツ大会の開催
- ・栃木県障害者スポーツ大会の支援

イ スポーツ指導員の養成

障がい者のスポーツを推進するには、その指導に携わるスポーツ指導員の養成が不可欠であることから、その養成を促進します。

ウ 体育施設の利用促進

障がい者が体育施設を積極的に利用できるよう、施設の整備やスタッフ体制の充実を推進します。

第6 移動支援の充実

【現状と課題】

障がい者一人ひとりに適した移動手段を確保し、障がい者の行動範囲をさらに広げ、社会参加の機会も増やすため、障がいの種類や一人ひとりの特性に応じて、移動支援・同行援護サービスの利用や福祉タクシー、福祉バスなどの移動手段を確保できるよう制度を充実、普及させる必要があります。

【施 策】

障がい者の移動や歩行を支援するため、福祉タクシーやリフト付タクシー等の利便性の向上、福祉バスや生活路線バス等の充実に努め、社会参加と自立を促進します。移動が困難な障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援事業についても、引き続き実施していきます。

〈現在行われている事業〉

- ・福祉タクシー料金補助事業
- ・福祉バス運行事業
- ・身体障害者自動車改造費助成事業
- ・身体障害者自動車運転免許取得費用助成事業

第 10 章 ボランティア活動の促進

【現状と課題】

- ア 社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアの紹介や斡旋、ボランティア養成講座などを実施しています。また、市民活動センター、NPO等との連携により、活動のネットワークを広げ障がい者支援を推進する必要があります。そのためには、社会資源との連携が必要です。
- イ 福祉教育の推進やボランティア活動への参加推進などを目的に、小・中学校及び高等学校、公民館において実施している福祉教育等への支援を実施しています。
- ウ 障がい者の社会参加を活発化させるため、ボランティア活動は重要な要素であり、ボランティアの養成は、大きな課題であります。
- エ 制度や社会情勢の変化から、在宅障がい者を支えていくためのボランティア活動へのニーズは年々多様化してきていることから、新たなボランティアの発掘・養成を推進する必要があります。

【施 策】

ア ボランティア活動への参加促進

市民のボランティア活動への理解を深め、家庭、地域社会、企業などに対して、広く啓発活動を行うとともに、ボランティア活動などの広報に努め、市民のボランティア活動への参加促進を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ ボランティア養成講座の開催
ボランティアきっかけ講座（手話・点字、要約筆記等）
ボランティア養成講座（手話・点訳）
災害ボランティア養成講座
- ・ 小学生・中学生・高校生のボランティアスクールの開催
- ・ 小学校、中学校及び高等学校での福祉教育への支援
- ・ ボランティア相談
- ・ ボランティアの紹介・斡旋
- ・ ボランティアグループ、個人ボランティアへの育成支援
- ・ 社会資源との連携

イ 福祉教育におけるボランティア活動体験

小・中学校及び高等学校の児童生徒を対象に、車いす体験、手話・点字教室等での学習を通して社会福祉への理解を深め、社会貢献・社会連帯の精神を養うとともに、積極的なボランティア活動への参加意欲を高めま

す。

〈現在行われている事業〉

- ・ 小学生・中学生・高校生のボランティアスクールの開催
- ・ 小学校、中学校及び高等学校での福祉教育・体験学習への支援

ウ ボランティアの養成・確保

障がいに応じた支援ボランティアの養成を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ 点訳、手話等のボランティア養成講座の開催

エ ボランティアセンターの充実、強化

社会福祉協議会ボランティアセンターを充実強化し、ボランティア活動の促進を図ります。

〈現在行われている事業〉

- ・ ボランティア相談
- ・ ボランティアの紹介・斡旋
- ・ ボランティアグループ、個人ボランティアへの育成支援

第 11 章 雇用・就労の促進

【現状と課題】

- ア 障がい者の自立意識の向上により社会参加意欲が高まる中で、障がいの種別や程度に応じた職業能力開発及び職業訓練システムを整備するなど、訓練機会の提供が必要です。
- イ 障がい者の勤労意欲や職業的自立意識の高まりに対して、障がい者各人の能力と適性が発揮できる雇用環境の整備が必要です。
- ウ 障がい者がその有する能力を有効に発揮し、社会の一員として可能な限り自立できるようにするため、時代に即応した適切な進路指導を推進する必要がありますが、卒業時に、企業や施設等の受入れが限定されていることから、進路選択が困難な問題となっています。その進路選択を円滑に行うシステムづくりが望まれます。
- エ 障がい者にとって、職業を通じた社会参加は自立への基盤づくりとして大変重要です。
そこで、就業を希望する障がい者の雇用について、事業主の理解を深めるための啓発や広報活動が重要です。
- オ 医療の発達や福祉機器の発展により、重度の障がいがあっても働くことが可能な人が増えており、職場への移動や職場で働くための支援の充実が望まれます。

【施 策】

ア 障がい者の職業能力開発訓練

県南産業技術専門校や栃木障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど、関係機関と連携して県内・外の職業能力開発機関に関する情報収集・提供に努めます。

イ 関係機関のネットワークづくり

障がい者からの相談に応じ、就業及びこれに伴う日常生活上の問題について関係機関との連携を図りながら、必要な指導及び助言などを行なう「障害者就業・生活支援センター」において、窓口での相談や家庭訪問、さらには企業訪問などにより、障がい者と企業との橋渡しを行っています。

今後も関係機関によるネットワークを構築し、就業面及び生活面の一体的な支援の充実を図りながら、就労を希望する障がい者個々のケースに応じたきめ細やかな対応に努めます。

また、「栃木県障害者工賃向上計画」に基づく障害者就労支援事業所への支援や、優先調達の推進を、県やとちぎセルフセンターをはじめ関係機関等と連携・協力しながら充実に努めていきます。

〈現在行われている事業〉

- ・両毛圏域障がい者合同就職面接（年1回）
- ・ハートショップあしかが（年6回）

ウ 進路指導の推進

障がいのある生徒がその有する能力を有効に発揮し、可能な限りの社会参加・自立を目的として、障がいのある生徒一人ひとりに応じた進路及び就職の選択が円滑に行われるよう指導の充実を推進するための、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、教育機関進路指導担当者、障がい者雇用主、福祉施設、福祉事務所等の関係機関による進路指導等のネットワークを充実・強化します。その中で、特別支援学校在学学生などの障がいのある生徒に対しても、個々の実情に応じたきめ細かな進路指導を行っています。

エ 事業主などへの啓発と雇用促進

事業所や関係団体に対し、人権啓発、雇用支援策を掲載したパンフレットを配布し、障がい者雇用への理解を深めるとともに、各種助成制度について周知を図ります。

また、公共職業安定所等と連携を図り、障がい者の雇用と就業機会の促進に努めます。

〈現在行われている事業〉

・企業人権啓発推進等事業

オ 重度障がい者の就労支援

雇用施策との連携による重度障がい者の就労時の支援について、地域の需要の把握に努めると共にその必要性について検討していきます。

第 12 章 計画推進基盤の整備

【現状と課題】

- ア 計画の策定に当たっては、障がい者を取り巻く環境の変化や多様なニーズを把握するため、市民の声を広く聴き、計画に反映させることが望まれています。
- イ 福祉のまちづくりを市民一人ひとりが積極的に進めるためには、障がい者福祉についての啓発を進めることに加え、計画内容についてもその周知に努める必要があります。
- ウ 福祉・医療・保健等の連携によって障がいに応じたサービスの充実と確保が必要です。また、乳幼児から高齢者まで一貫した対応が望まれています。
- エ 計画の推進に当たっては、福祉・医療・保健等の連携による総合的な施策の展開を目指す必要があるため、関係機関との連携強化を図り、さらには市民の参加を含め、総合的な協議・推進をしていく必要があります。

【施 策】

ア 障害保健福祉施策の総合的推進

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの障がい種別に係る施策の総合化を図り、施策間の整合性の確保や障がいの共通性に着目した施策を、障がいの重度化、重複化、障がい者の高齢化などの傾向に対応しつつ、当事者・関係機関の意見の計画への反映を図りながら、総合的に一体的に推進します。

イ ノーマライゼーションの実現

障がいがある人もない人も、同じ社会の一員として平等に社会参加の機会をもち、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ普通の社会であるという「ノーマライゼーション」の理念のもと、各種広報媒体や関係機関を通じ、障がい者福祉についての啓発と、計画の周知に努めます。

ウ 各施策相互間の連携

計画の推進及び福祉行政の円滑な実施のため、国・県の障害者プラン、足利市総合計画、足利市地域福祉計画、足利市ゴールドプラン 21、足利市子ども・子育て支援事業計画、健康あしかが 21 プラン等との整合性及び各施策相互間の連携を図り、乳幼児から高齢者までの一貫した事業の実施をめざします。

エ 関係機関、団体及び広域的な連携

計画の推進を図るため、福祉機関、医療機関、保健機関、労働機関、教育機関等の関係機関との連携を図るとともに、広域的観点から対応する福祉施設の整備や事業等を円滑に推進するため、両毛障害保健福祉圏域内での連携を図ります。

また、福祉サービスの提供や福祉のまちづくりでは、民間企業等の協力が不可欠なので、障がい者団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、民間施設相互間の協力関係を構築します。

第 7 期足利市障害福祉計画

第 3 期足利市障害児福祉計画

1 計画作成の趣旨

平成 15（2003）年度からノーマライゼーションの理念の下、障がい者等の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入されました。

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス等及び児童福祉法に定める障害児通所支援等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定め、提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

また、足利市障害者計画における「障害福祉サービス」の実施計画として位置付けられます。

2 計画の根拠

- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項
- ・ 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。数値目標については、国の基本指針に基づき、令和 8（2026）年度とします。

4 令和8（2026）年度を最終年度とする目標

（1）入所施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行について、国の基本指針では令和4年度末の施設入所者の6%以上を令和8年度末までに地域へ移行することとし、これにあわせて施設入所者を令和4年度末の数から5%以上削減することを目標として掲げています。栃木県においては、地域の実情を勘案して地域生活移行者を令和4年度末の入所者数の1.4%、入所者数を現状維持としています。

そこで本市においては、栃木県に準じた成果目標を定め、グループホーム等の居住の場を確保するとともに、相談や在宅でのサービスの充実に努めます。

項目	数 値	考 え 方
令和4(2022)年度末入所者数(A)	160 人	
【目標値】 地域生活移行者数 (R4年度・・・0人)	(A)の1.4 % 2 人	入所施設から在宅、グループホーム等の地域生活へ移行する者の数
【目標値】 施設入所者削減見込	0 人	現状維持（真に入所支援を必要としている障がい者を考慮する）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置し、地域で支えて行くシステムの構築に努めます。

活 動 指 標		令和8(2026)年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	保健関係者の参加見込み者数	2 人
	医療関係者の参加見込み者数	3 人
	福祉関係者の参加見込み者数	3 人
	その他関係者の参加見込み者数	1 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数		1 回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域で生活する障がい者やその家族が安心して地域で生活を送れるための地域生活支援拠点等（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体験づくり等）について本市では、平成 31（2019）年 1 月に緊急時の受け入れ・対応についての体制整備（面的整備）をいたしました。この体制を確保しつつ、年 1 回以上運用状況を検証・検討し、その機能の充実に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針では一般就労への移行者数を令和 8 年度末には令和 3 年度実績の 1.28 倍以上、就労定着支援の利用者数を令和 8 年度末には令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上と成果目標を掲げています。

本市においても、国同様に成果目標を定め、就労に関する相談体制や情報提供等を行い、障がい者の就労と定着支援に努めます。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間 一般就労移行者数	6 人	令和 4 年度の実績において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和 8 年度の年間 一般就労移行者数	8 人 (1.28 倍)	令和 8 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
就労定着支援事業利用 者数	6 人	令和 4 年度末に、就労定着支援事業利用 者
【目標値】 令和 8 年度末の就労定着支 援事業利用者	8 人 (1.41 倍)	令和 8 年度において就労定着支援事業 を利用する者の数
【目標値】 就労移行支援 (R 4 年度・・・1 人)	2 人 (1.31 倍)	令和 8 年度において就労移行支援から 一般就労する者の数
【目標値】 就労継続 A 型 (R 4 年度・・・1 人)	2 人 (1.29 倍)	令和 8 年度に就労継続支援 A 型から一般就労する者の数
【目標値】 就労継続 B 型 (R 4 年度・・・4 人)	5 人 (1.28 倍)	令和 8 年度に就労継続支援 B 型から一般就労する者の数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

地域の障がい児とその家族を対象とした支援や保育所等訪問支援や障がい児を預かる施設への援助・助言などの地域支援も合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての児童発達支援センターがあります。本市では、児童発達支援センターを令和5年度に設置しました。このセンターと連携を図りながら障がい児の早期療育の充実に努めます。

② 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療技術の発達に伴って医療的なケアが必要な障がい児が在宅でも生活を送れる状況になりつつあります。このような背景から、人工呼吸器や胃ろう、たん吸引など医療的ケアを必要とする人が地域で必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の関連分野で構成する医療的ケア児支援の協議の場を設置し、医療的ケア児等が円滑に支援を受けられるよう、コーディネーターの活用を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

障害福祉サービスの利用に関する相談や、各種手続きの援助など、障害者への相談支援を行うほか、市内の相談支援事業所に対しての指導・助言を行う地域の相談支援の中核的な施設である基幹相談支援センターは、平成29年度に設置しています。障がい者が抱えている課題等にきめ細かく対応するため、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保します。また、足利市地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善に努めます。

活動指標	令和8(2026)年度
総合的・専門的な相談支援の実施の見込み (R4年度・・・有)	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言の件数見込み	15件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数見込み (R4年度・・・7件)	15件
地域の相談機関との連携強化取組の実施回数見込み (R4年度・・・9回)	10回

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入する現状があるなか、障害者総合支援法の理念の下、本市における障がい者が真に必要なサービス等を提供するための体制づくりが重要となります。国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施します。

活 動 指 標	令和 8(2026)年度
県が実施する障害福祉サービス等の研修への市職員の参加人数の見込み	各 1 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して事業所等と共有する体制の有無及びその回数見込み	1 回

5 各年度における障がい児者に対する福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 各年度における障がい児者に対する福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

A 訪問系サービス

種 類		実績値 (10月)	見込量 (10月時)		
		2022年	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	(時間) (人)	1,093 70	1,160 74	1,210 77	1,275 81
重度訪問介護	(時間) (人)	0 0	400 2	400 2	400 2
同行援護	(時間) (人)	408.5 25	449.5 26	449.5 26	449.5 26
行動援護	(時間) (人)	0 0	1 1	1 1	1 1
重度障害者等包括支援	(時間) (人)	0 0	200 1	200 1	200 1

B 日中活動系サービス

種 類		実績値 (10月)	見込量 (10月時)		
		2022年	2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	(人日) (人)	7,922 380	8,048 386	8,090 388	8,133 390
自立訓練 (機能訓練)	(人日) (人)	39 2	40 2	40 2	40 2
自立訓練 (生活訓練)	(人日) (人)	7 1	15 1	30 2	45 3
就労選択支援 (新設)	(人)			3	10
就労移行支援	(人日) (人)	166 12	199 13	205 14	220 15
就労継続支援 (A型)	(人日) (人)	1,393 71	2,090 105	2,505 125	3,002 150
就労継続支援 (B型)	(人日) (人)	7,268 421	7,566 453	7,633 462	7,701 470
就労定着支援	(人日) (人)	6 6	6 6	7 7	8 8
療養介護	(人)	33	35	36	37
短期入所 (福祉型)	(人日) (人)	163 16	177 18	184 19	186 20
短期入所 (医療型)	(人日) (人)	0 0	50 5	55 6	60 7

C 居住系サービス

種 類		実績値 (10月)	見込量 (10月時)		
		2022年	2024年度	2025年度	2026年度
自立生活援助	(人)	0	1	1	2
共同生活援助	(人)	226	245	258	273
宿泊型自立訓練	(人)	4	5	6	6
施設入所支援	(人)	160	160	160	160

D 相談支援

種 類		実績値 (10月)	見込量 (10月時)		
		2022年	2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	(人)	248	260	274	289
地域移行支援	(人)	0	1	1	1
地域定着支援	(人)	0	1	2	3

E 児童通所支援事業等

種 類		実績値 (10月)	見込量 (10月時)		
		2022年	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援	(人日)	867	877	880	880
	(人)	199	202	210	210
放課後等デイサービス	(人日)	3,633	4,389	4,678	4,986
	(人)	243	292	318	347
保育所等訪問支援	(人日)	1	15	16	17
	(人)	1	15	16	17
障害児相談支援	(人)	100	155	190	233
居宅訪問型児童支援発達	(人日)	0	1	1	2
	(人)	0	1	1	2

(2) 障がい児者に対する福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策

① 障害福祉サービスの基盤整備

障がい者の重症化・高齢化に対応するため、訪問系サービスや生活介護等の確保、また自立支援の観点から、就労系サービスの安定した提供体制を整えるとともに、障がい児者等の生活を地域全体で支えるシステムを構築するため、地域の関係機関と連携を図り、社会資源を有効に活用するための基盤整備を進めます。

② 相談支援体制の充実

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の整備とともに、障がい者等のニーズや生活上の課題を的確に把握し、サービスの適切な利用に繋げる相談支援体制の更なる充実が必要です。研修会や意見交換の場に積極的に参加するよう事業所に働きかけ、相談支援専門員の育成・質の向上に努めます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会の充実を図るなど、ネットワーク強化に努めます。

③ 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置などサービスの基盤整備にあたっては、障がい者等に対する地域社会の理解・協力が不可欠であり、障がいや障がい者等に対する理解を深めるため、地域住民、企業などへの幅広い啓発・広報活動を積極的に進めます。

④ 就労支援の促進

障がい者等の就労支援の推進にあたっては、障害保健福祉にとどまらず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、公共職業安定所、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関による地域ネットワークの連携強化を図ります。

6 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 実施する事業の内容及び各年度における種類ごとの量の見込み

事業の内容	実績値	見込量		
	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
②自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
③相談支援事業				
障害者相談支援事業 実施見込み箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援機能強化事業 実施見込み箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
④成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施
⑥意思疎通支援事業				
手話通訳等 利用見込み件数	184 件	190 件	195 件	200 件
⑦日常生活用具給付等事業				
給付見込み件数	3,609 件	3,650 件	3,700 件	3,750 件
⑧手話奉仕員養成研修事業				
研修終了者数	6 人	20 人	20 人	20 人
登録者数	42 人	46 人	48 人	50 人
⑨移動支援事業				
実施見込み箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
利用見込み者数	21 人	23 人	24 人	25 人
延べ利用見込み時間数	837 時間	880 時間	915 時間	955 時間
⑩地域活動支援センター事業				
基礎的事業 実施見込み箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用見込み者数	152 人	160 人	160 人	160 人
機能強化事業 実施見込み箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

事業の内容	実績値	見込量		
	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①任意事業				
1 福祉ホーム事業				
実施見込み箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
2 訪問入浴サービス事業				
実施見込み箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
利用見込み者数	7 人	8 人	9 人	10 人
3 日中一時支援事業				
実施見込み箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所
利用見込み者数	115 人	120 人	125 人	130 人
延べ利用見込み日数	2,908 日	3,100 日	3,270 日	3,450 日
4 社会参加促進事業				
身体障害者自動車改造費助成 利用見込み件数	4 件	5 件	5 件	5 件

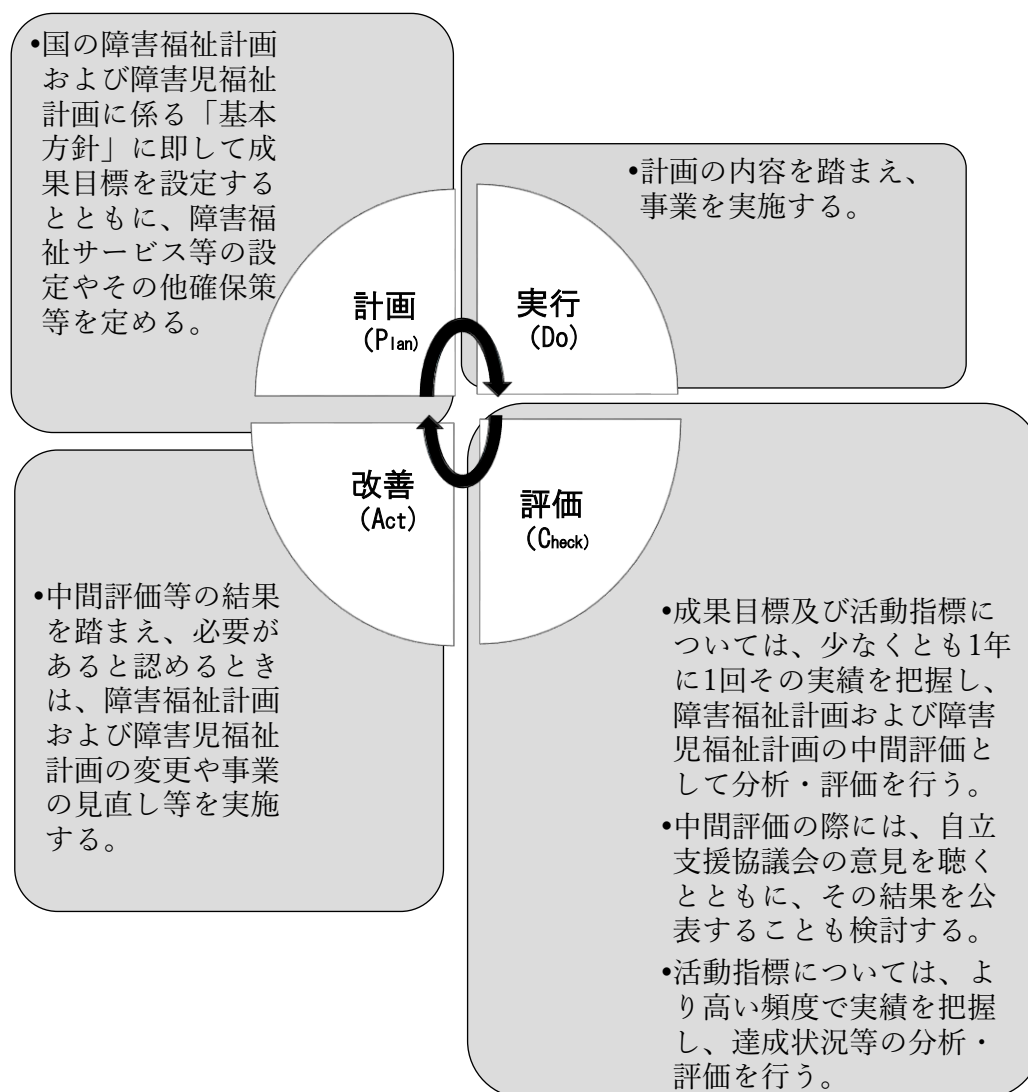
(2) 各事業の見込量の確保のための方策

地域生活支援事業は、障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、特に次の点に留意しながら、効率的・効果的に実施していきます。

- ・個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な事業形態
- ・地域における社会資源、ボランティアの活用
- ・関係機関との連携

7 達成状況の点検、評価及び見直し等

障害福祉計画および障害児福祉計画は、PDCA サイクルで進行管理しながら、必要に応じて計画を見直していきます。



資 料

足利市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 足利市における障害者福祉行政の総合的かつ体系的な推進を目的とした第7期足利市障害者計画及び足利市障害福祉計画並びに第3期足利市障害児福祉計画の策定をするための基本的な事項を検討することを目的として、足利市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は15人以内とする。

2 委員会の委員は、別表に定める福祉関係団体、障がい者団体、行政機関・教育関係団体等からの代表者及び障がいに関する専門医師の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が不在のときは市長が招集するものとする。

2 委員会の会議は、必要に応じ、随時開催する。

3 委員会には、必要に応じ、議事に関係ある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(細目)

第7条 委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

足利市障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分		氏 名
福祉関係団体	足利市民生委員児童委員連合会	かとう ちゅうじ 加藤 忠司
	足利市社会福祉施設代表者協議会	あゆは ひろし 阿由葉 寛
	足利市社会福祉協議会	そのべ やすひろ 菌部 康弘
障がい者団体	足利市身体障害者福祉会連合会	はら やすし 原 康
	足利市身体障害者福祉会連合会	つくい みつる 津久井 充
	足利市知的障害者育成会	おざわ よしたか 尾澤 嘉孝
	足利市肢体不自由児者父母の会	こばやし あつこ 小林 厚子
	足利精神保健福祉会	こいけ ひであき 小池 秀明
障がいに関する 専門医師	足利市医師会	みちひろ なるみ 道廣 成実
	足利市医師会	こばやし やすあき 小林 靖明
行政機関	安足健康福祉センター	くどう かおり 工藤 香織
教育関係団体 及び機関	足利市立小中学校長会	やまざき しゅうじ 山崎 修二
	足利市社会教育委員会	たけうち えつろう 竹内 悦朗
	栃木県立足利中央特別支援学校	いわかわ りょうすけ 岩川 亮介
	足利商工会議所	かわだ たけし 川田 武志

障がい者関係団体ヒアリング結果

(1) 調査の協力団体及び調査の実施日

令和5年7月1日から 9月14日の間	足利市身体障害者福祉会連合会 足利市視覚障害者福祉協会 足利市肢体不自由児者父母の会 足利市聴覚障害者協会 難聴者の会あしかが 足利市知的障害者育成会 足利精神保健福祉会
-----------------------	---

(2) 実施方法

集団ヒアリング

(3) ヒアリングの内容

障がいのある方が地域で暮らしている上で思っていることや意見等

○困っている事や悩み事を相談する相手

- ・ 家族
- ・ 障がい者基幹相談支援センター
- ・ 民生委員
- ・ 友達
- ・ 主治医
- ・ 団体の仲間
- ・ 市役所
- ・ 相談支援専門員
- ・ 近所の人
- ・ サービス事業所職員
- ・ 社会福祉協議会

○災害に関すること

- ・ 安全な場所に迅速に非難できないので心配
- ・ 避難場所のトイレ等の設備や生活環境が不安
- ・ 投薬や治療が受けられないことは心配
- ・ 人混みが苦手なので、避難所等の集団生活が心配
- ・ 災害時に受け入れてくれる病院や避難所があるか知りたい
- ・ 災害時医療機関にかかれないか心配

- ・聴覚障がい者は、周囲と十分にコミュニケーションがとれないので災害時に不安
- ・災害の時でも家にいたい

○障がい福祉に関するサービスに関すること

- ・本人はコミュニケーションがとれないので、申請手続きの際困っている
- ・親がすべて手続きをしているので、将来が心配
- ・必要な時にすぐに使えるサービスがあるとよい
- ・計画通りなら利用できるが、急な場合、プランがないと利用できない
- ・サービスを利用するハードルが高い、頻繁に利用する予定がない、急に利用したい場合に使えない
- ・使いたい提供してくれる人がいないので、ガイドヘルパーを増やしてほしい、日にちや時間の融通をきかせて使いやすくしてほしい
- ・生活介護を利用することで、将来に向けて、親から離れる準備期間が取れるのがよい
- ・児童発達支援が無料で助かった
- ・施設入所の日を延ばせたのでよかった
- ・通園センターなど、高校卒業後に利用できるサービスがあってよかった
- ・将来入れるグループホームや施設がない、入れるか不安
- ・訪問入浴の事業所が足利市にはなく、十分に利用できない、増やしてほしい
- ・車いすを申請した際、マニュアルがあるのは分かるが、当事者の気持ちを理解してほしい
- ・医療的ケアが必要だが、受け入れ先が少ない
- ・重症児者の通園事業所は、定員がいっぱいで希望しても十分に利用ができない、安心・安全に通所できるデイサービスを充実させてほしい
- ・以前より筆談をしてくれるようになったが、そのほか文字起こしのアプリなどがあるとよい
- ・タクシー券を60枚から120枚に増やしてほしい

○地域での暮らしに関すること

- ・移動手段がなくて困っている
- ・同じ障がいをもっている人が集まる機会・場所があるとよい

- ・気軽に行ける場所・居場所があるとよい
- ・本人ではなく、家族を支援する体制があるとよい
- ・基幹相談支援センターの周知を分かりやすくしてほしい
- ・日中活動の場と泊まる場所が一緒にできない
- ・ユニバーサルトイレが少ない、増やしてほしい
- ・今後建物を建てるときは、ユニバーサルトイレの大きさの決まりを作っ
てほしい
- ・トイレが明記されているおでかけマップがほしい
- ・広告や通知等に FAX 番号を入れてほしい
- ・本人は何もできないので心配
- ・親亡き後の、兄弟姉妹の経済的メンタル的負担を考えると心配、不安
- ・障がい者団体が集まりで使える場所がない、無料で借りられる場所がある
とよい

○障がい者理解、人権に関すること

- ・難聴は、見てわからないので、配慮をしてもらえないことがある
- ・車いすの際、周囲から声をかけてもらった
- ・就職面接の際、障がいを伝えているので配慮してもらっている
- ・以前は声をかけてくれるのは年配の女性が多かったが、最近は若い人が声
をかけてくれるようになった

○情報取得に関すること

- ・見えない人も聴こえない人もすべての人に情報が入るようにしてほしい
- ・視覚障がい者はテレビの緊急速報のテロップがわからない
- ・情報が多すぎて、視覚障害者には聞き取れない
- ・視覚障がい者本人あての通知には点字をつけてほしい
- ・市役所の手話通訳は午後だけなので、1日中いてほしい

足利市地域自立支援協議会からの提言

令和 5年10月17日

足利市障害者計画等策定委員会
委員長 阿由葉 寛 様

足利市地域自立支援協議会
会長 川 俣 恵 一
(公印省略)

第7期 足利市障害者計画等の策定に向けた提言について

足利市では、「完全参加と平等」を基本理念に、障がいのある人もない人も、互いに支えあい、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、令和3年3月に「あしかがし障がい児者福祉プラン（第6期）」を策定し、現在、目標達成に向け、各種施策に取り組まれており、概ね順調に推進していると拝察しております。

しかしながら、目まぐるしく変化している時代の中で、障がい者やその家族を取り巻く環境も変わってきております。現状と将来を見据えて、施策の充実や新たな支援を検討していくなど臨機応変な事業の推進が求められているところです。

そこで、足利市地域自立支援協議会として、下記のとおり提言書をまとめましたので、第7期障害者計画等の策定にあたり特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 相談支援体制の充実

各世代に関係なく相談支援体制を構築し、一生涯を通じたトータルサポートの実現を図ることは非常に大切です。基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実を進めるなど身近な地域で相談できる支援体制の強化やその周知を図るとともに、地域における相談相手である知的及び身体障害者相談員や民生委員などの各種相談員の充実・支援に努めること。

特に、医療的ケアが必要な児者が安心して生活できるよう、総合的な支援体制の構築を進めること。

なお、国では「重層的支援体制整備事業」の中で、介護、障がい、子ども、困窮の相談支援にかかる事業を一体として実施する包括的な相談支援体制の整備を推し進めています。本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める包括的な相談支援体制づくりについて積極的・計画的に推し進めること。

2 地域生活支援拠点等の強化・充実

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居宅支援のための機能を整備し障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められています。

緊急短期入所事業が実施され、今年度は、緊急時に安心して施設で過ごせるように体験利用が可能になりました。さらに、障がい者が“この街、この地域”で安心して暮らせるよう、今後地域の体制づくりとして、地域でのニーズの把握、社会資源の活用及び関係機関の連携等による機能強化を図ること。また、一人暮らし体験機会の提供などの体験機会の場及び専門的人材の確保についても整えていくこと。

3 権利擁護の積極的な取り組み

SDGsの目標10では「人や国の不平等をなくそう」と題し、あらゆる不平等の是正に対する取り組みが進められています。市民一人ひとりが障がいに対して理解を深め、配慮ができるよう、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止のための啓発活動の推進を図ること。

また、地域生活支援事業や成年後見制度の適切な利用を通して、地域で安心して自立した生活が送れるよう権利擁護の推進を図ること。

4 防災対策の充実・強化

令和元年東日本台風による本市への被害は甚大で、その教訓として備えあれば憂いなしの大切さを身に染みて経験しました。また、足利市地域防災計画において、要配慮者の安全を確保するため、障がい者等に対する支援体制の整備を進めるとなっています。

日頃より防災及び避難に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに、災害発生時、障がい者やその家族への適切な連絡体制や速やかな福祉避難所の設営などの安全確保と障がい者福祉施設等の安全対策の充実強化を図ること。

5 切れ目ない支援体制の充実

一人ひとりが主体的に歩いていく人生において、教育、福祉、医療、雇用などの各分野の有機的な連携の下、障がい者が生涯の全段階を通して適切な支援を受けられるよう、施策を総合的に切れ目なく実施することが求められています。世代に関係なく継続的に障がい者に寄り添った支援ができるよう体制の整備充実を図ること。

特に、障がいの早期発見・早期療育は重度化を防ぎ、社会の適応性を高めるのに大変有効です。幼児期に早期発見・早期療育ができる体制の整備を図るとともに、幼児期以降においても切れ目のない継続的な支援体制の充実を図ること。

また、障がい者が高齢者になっても、介護保険制度と障害福祉制度を踏まえ柔軟な対応をおこなうなど、障がいを持つ高齢者が生活の質の低下のないように努めること。

6 障がい者の就労支援

障がい者の勤労意欲や職業的自立意識の高まりに対して、障がい者個々の能力と適性が発揮できるよう社会全体での雇用環境の整備が求められています。障がいの程度や種別に応じた訓練機会の提供及びその能力と適性が発揮できる雇用環境の整備を進めるとともに、障がい者雇用について事業主の理解を深めるための啓発や研修を行うことが重要です。

公共職業安定所、行政機関、企業及び医療機関等が連携し、障がい者ひとり一人が、社会の一員として可能な限り自立できるよう就労支援に取り組むこと。

足利市障害福祉計画(第6期)に基づくサービス利用実績

障害福祉サービス		2021年(10月)		2022年(10月)		2023年(10月)		達成率
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
訪問系サービス	時間	1,654	1,554	1,726	1,502	1,798	1,957	108.8%
	人数		91		95		96	
居宅介護	時間		1,063		1,093		1,195	
	人数		65		70		71	
重度訪問介護	時間		0		0		372	
	人数		0		0		1	
同行援護	時間		490		409		389	
	人数		25		25		23	
行動援護	時間		1		0		2	
	人数		1		0		1	
重度障害者等包括支援	時間		0		0		0	
	人数		0		0		0	
日中活動系サービス	延入日	17,188	17,116	17,547	16,965	17,906	18,185	101.6%
	人数	966	937	990	942	1,014	1,003	98.9%
生活介護	延入日	8,200	8,057	8,300	7,922	8,400	8,053	95.9%
	人数	385	382	390	380	395	383	97.0%
自立訓練(機能訓練)	延入日	20	39	20	39	20	0	0.0%
	人数	1	2	1	2	1	0	0.0%
自立訓練(生活訓練)	延入日	132	45	154	7	176	8	4.5%
	人数	6	3	7	1	8	1	12.5%
就労移行支援	延入日	330	199	360	166	390	203	52.1%
	人数	22	13	24	12	26	14	53.8%
就労継続支援(A型)	延入日	1,330	1,215	1,370	1,393	1,410	1,966	139.4%
	人数	70	62	72	71	74	98	132.4%
就労継続支援(B型)	延入日	6,850	7,368	7,000	7,268	7,150	7,715	107.9%
	人数	400	428	410	421	420	444	105.7%
就労定着支援	延入日	16	1	18	7	20	4	20.0%
	人数	8	1	9	6	10	4	40.0%
療養介護	延入日		37		38		39	
	人数		34		33		36	
短期入所(福祉型)	延入日	250	161	260	132	270	173	64.1%
	人数	25	11	26	15	27	15	55.6%
短期入所(医療型)	延入日	60	31	65	31	70	63	90.0%
	人数	12	1	13	1	14	8	57.1%
居住系サービス	延入日	0	11,243	0	11,623	0	11,457	
	人数	362	375	367	390	373	391	104.8%
自立生活援助	延入日		7		0		0	
	人数	1	1	2	0	3	0	0.0%
共同生活援助	延入日		6,160		6,651		6,681	
	人数	190	208	195	226	200	233	116.5%
宿泊型自立訓練	延入日		93		90		62	
	人数	10	3	10	4	10	2	20.0%
施設入所支援	延入日		4,983		4,882		4,714	
	人数	161	163	160	160	160	156	97.5%
小計	人数		1,403		1,427		1,490	
相談支援	人数	216	224	220	249	224	251	
計画相談支援	人数	212	224	214	249	216	237	109.7%
地域移行支援	人数	2	0	3	0	4	14	350.0%
地域定着支援	人数	2	0	3	0	4	0	0.0%
児童通所支援事業等	延入日	4,129	4,440	4,196	4,501	4,263	5,235	122.8%
	人数	446	502	457	543	468	600	128.2%
児童発達支援	延入日	770	813	780	867	790	936	118.5%
	人数	180	190	182	199	184	215	116.8%
医療型児童発達支援	延入日	5	0	10	0	15	0	0.0%
	人数	1	0	2	0	3	0	0.0%
放課後等デイサービス	延入日	3,350	3,626	3,400	3,633	3,450	4,284	124.2%
	人数	195	226	200	243	205	272	132.7%
保育所等訪問支援	延入日	4	1	6	1	8	15	187.5%
	人数	2	1	3	1	4	15	375.0%
障害児相談支援	人数	68	85	70	100	72	98	136.1%

障害者自立支援給付																					
＜障がい者＞		2021年（令和3年）10月					2022年（令和4年）10月					2023年（令和5年）10月					平均				
サービス名等	人数	費用総額	1人当たり金額	利用時間/日数	1人当たり時間/日数	人数	費用総額	1人当たり金額	利用時間/日数	1人当たり時間/日数	人数	費用総額	1人当たり金額	利用時間/日数	1人当たり時間/日数	人数	費用総額	1人当たり金額	利用時間/日数	1人当たり時間/日数	
訪問系	居宅介護	65	4,927,561	75,809	1,063	16.4	70	5,111,007	73,014	1,093	15.6	71	5,563,302	78,356	1,195	16.8	69	5,200,623	75,726	1,117	16.3
	重度訪問介護	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	1	1,004,399	1,004,399	372	372.0	0	334,800	334,800	124	124.0
	同行援護	25	1,428,690	57,148	490	19.6	25	1,221,980	48,879	409	16.4	23	1,086,222	47,227	389	16.9	24	1,245,631	51,085	429	17.6
	行動援護	1	5,965	5,965	1	1.0	0	0	0	0	0.0	36	9,691,900	269,219	2	0.1	12	3,232,622	91,728	1	0.4
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
日中活動系	生活介護	382	93,029,108	243,532	8,057	21.1	380	94,036,421	247,464	7,922	20.8	383	97,286,293	254,011	8,053	21.0	382	94,783,941	248,336	8,011	21.0
	自立訓練（機能訓練）	2	295,266	147,633	20	10.0	2	293,129	146,565	39	19.5	0	0	0	0	0.0	2	196,132	98,066	20	9.8
	自立訓練（生活訓練）	3	331,643	110,548	132	44.0	1	69,733	69,733	7	7.0	1	79,149	79,149	8	8.0	2	160,175	86,477	49	19.7
	就労移行支援	13	1,612,212	124,016	330	25.4	12	1,877,234	156,436	166	13.8	14	2,302,703	164,479	203	14.5	13	1,930,716	148,310	233	17.9
	就労移行支援（養成施設）	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	就労継続支援A型	62	10,781,262	173,891	1,330	21.5	71	12,576,877	177,139	1,393	19.6	98	16,525,092	168,623	1,966	20.1	77	13,294,410	173,218	1,563	20.4
	就労継続支援B型	428	55,024,441	128,562	6,850	16.0	421	55,930,476	132,851	7,268	17.3	444	59,461,665	133,923	7,715	17.4	431	56,805,527	131,779	7,278	16.9
	就労定着支援	1	31,960	31,960	16	16.0	6	200,970	33,495	7	1.2	4	91,840	22,960	4	1.0	4	108,257	29,472	9	6.1
	療養介護	34	9,300,170	273,534	1,054	31.0	33	8,893,960	269,514	1,023	31.0	36	9,691,900	269,219	1,116	31.0	34	9,295,343	270,756	1,064	31.0
	福祉型短期入所	11	1,664,158	151,287	250	22.7	15	2,345,144	156,343	132	8.8	15	2,841,411	189,427	173	11.5	14	2,283,571	165,686	185	14.4
医療型短期入所	1	1,058,380	1,058,380	60	60.0	1	1,043,190	1,043,190	31	31.0	8	2,107,185	263,398	63	0.0	3	1,402,918	788,323	51	30.3	
居住系	自立生活援助	1	25,080	25,080	7	7.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	8,360	8,360	2	2.3
	共同生活援助	208	24,041,163	115,583	6,160	29.6	226	29,856,830	132,110	6,651	29.4	233	31,738,074	136,215	6,681	28.7	222	28,545,356	127,969	6,497	29.2
	宿泊型自立訓練	3	252,650	84,217	93	31.0	4	330,780	82,695	90	22.5	2	216,500	108,250	62	31.0	3	266,643	91,721	82	28.2
	施設入所支援	163	21,862,374	134,125	4,983	30.6	160	21,523,749	134,523	4,882	30.5	156	21,770,162	139,552	4,714	30.2	160	21,718,762	136,067	4,860	30.4
相談支援	計画相談支援	224	3,151,138	14,068			249	3,083,586	12,384			237	3,105,818	13,105			237	3,113,514	13,185		
	地域移行支援	13	1,612,212	124,016			12	1,877,234	156,436			14	2,302,703	164,479			13	1,930,716	148,310		
	地域定着支援	1	31,960	31,960			6	200,970	33,495			4	91,840	22,960			4	80,703	22,583		
計	1,641					1,694					1,780					1,705					
＜障がい児＞																					
サービス名等		2021年（令和3年）10月					2022年（令和4年）10月					2023年（令和5年）10月					平均				
人数	費用総額	1人当たり金額	利用日数	1人当たり日数	人数	費用総額	1人当たり金額	利用日数	1人当たり日数	人数	費用総額	1人当たり金額	利用日数	1人当たり日数	人数	費用総額	1人当たり金額	利用日数	1人当たり日数		
児童福祉法	児童発達支援	190	9,674,550	50,919	813	4.3	199	10,944,457	54,997	867	4.4	215	11,971,642	55,682	936	4.4	201	10,863,550	53,866	872	4.3
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	放課後等デイサービス	226	34,603,636	153,113	3,626	16.0	243	34,398,650	141,558	3,633	15.0	272	41,565,453	152,814	4,284	15.8	247	36,855,913	149,162	3,848	15.6
	保育所等訪問支援	1	17,140	17,140	1	1.0	1	17,140	17,140	1	1.0	15	149,490	9,966	15	1.0	6	61,257	14,749	6	1.0
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	障害児相談支援	85	3,151,138	37,072			100	1,760,513	17,605			98	1,750,111	17,858			94	2,220,587	24,179		
計	502				543					600					548						

あしかがし障がい児者福祉プラン

(第7期計画)

<第7期足利市障害者計画・第7期足利市障害福祉計画・第3期足利市障害児福祉計画>

令和6年3月発行

発行 足利市

編集 健康福祉部障がい福祉課

〒326-8601

栃木県足利市本城三丁目 2145

電話 0284-20-2169 (障がい福祉課障がい福祉担当)

FAX 0284-21-5404

Eメール shogai-f@city.ashikaga.lg.jp
